

資料編

資料一覧

番号	資料名称	ページ
資料 1	土石流危険渓流（国土交通省所管）	2
資料 2	保全人家 5 戸未満の準ずる渓流	3～4
資料 3	地すべり危険地区（構造改善局所管）	5
資料 4	急傾斜地崩壊危険箇所	6～10
資料 5	ため池危険地区（構造改善局所管）	11
資料 6	ため池一覧	12
資料 7	道路危険箇所	13～14
資料 8	山腹崩壊危険箇所（林野庁所管）	15～16
資料 9	崩壊土砂流出危険箇所（林野庁所管）	17
資料 1 0	河川危険区域（建設省所管）	18
資料 1 1	海岸危険区域（建設省所管）	19
資料 1 2	危険物貯蔵所等	20
資料 1 3	水位観測所及び雨量観測所	21
資料 1 4	気象台で発表する注意報・警報の種類とその基準	22～25
資料 1 5	気象庁または高知地方気象台が発表する地震及び津波に関する情報	26～28
資料 1 6	大月町地区長名簿	29
資料 1 7	警戒、出動等について連絡すべき幹部要員	30～31
資料 1 8	即報・災害確定報告様式	32
資料 1 9	住家被害状況報告書様式	33
資料 2 0	漁港、公共土木、農地、農林業用施設災害状況報告書様式	34
資料 2 1	災害時の応援協定	35～61
資料 2 2	ダム放流警報の方法について	62
資料 2 3	消防団及び消防分団管轄区域表	63
資料 2 4	指定緊急避難場所・指定避難所一覧表	64～72
資料 2 5	災害救助法適用基準	73
資料 2 6	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準	74～80
資料 2 7	災害時における応急食糧米穀の配給に関する協定書	81
資料 2 8	食糧品店・主食（米穀）登録販売業者	82
資料 2 9	応急援護物資交付実施要領（高知県）	83～84
資料 3 0	町内建設業者等一覧表	85
資料 3 1	大月町における車両関係・ヘリコプター発着場	86～88
資料 3 2	災害派遣に関する高知県知事と陸上自衛隊第 2 混成団施設隊長との協定書	89～90
資料 3 3	災害派遣に関する様式	91～93
資料 3 4	大月町防災会議委員名簿	94
資料 3 5	大月町防災会議条例	95～96

資料 1 土石流危険溪流（国土交通省所管）

河 川 名				位 置		保全対象 戸数
溪流番 号	水系名	河川名	溪流名	市町村	字	
91-001	足摺西岸		登川	大月町	泊浦	6
91-002	足摺西岸		古泊川	大月町	泊浦	6
91-003	足摺西岸		古泊川支川	大月町	泊浦	8
91-004	足摺西岸		本村川	大月町	龍ヶ迫	7
91-005	足摺西岸	福良川	馬路谷川—2	大月町	弘見	4
95-001	足摺西岸		宮ノ谷川—1	大月町	一切	7
95-002	足摺西岸		宮ノ谷川—2	大月町	一切	5
95-003	足摺西岸		安満地川—1	大月町	安満地	9
95-004	足摺西岸	安満地川	安満地川—2	大月町	安満地	7
95-005	足摺西岸	平山川	平山川—3	大月町	平山	5
95-006	足摺西岸		網代川	大月町	橘浦	19
95-007	足摺西岸		橘浦川	大月町	橘浦	5
95-008	足摺西岸		赤泊川—2	大月町	赤泊	5
95-009	足摺西岸		西泊川	大月町	西泊	33
95-010	足摺西岸		檜ノ浦川—1	大月町	檜ノ浦	28
95-011	足摺西岸		檜ノ浦川—2	大月町	檜ノ浦	33
95-012	足摺西岸		周防形谷川	大月町	周防形	0
95-013	足摺西岸	周防形川	周防形谷川—2	大月町	周防形	8
95-014	足摺西岸	周防形川	周防形谷川—3	大月町	周防形	10
95-015	足摺西岸		岩井崎谷川—1	大月町	周防形	11
95-016	足摺西岸	才角川	横枕谷川	大月町	姫ノ井	5
95-017	足摺西岸	才角川	奥谷川	大月町	姫ノ井	5
95-018	足摺西岸	才角川	中前谷川—1	大月町	姫ノ井	4
96-001	足摺西岸	小才角川	井ノ谷川	大月町	小才角	8
96-002	足摺西岸	大浦川	尾浦川	大月町	大浦	20
96-003	足摺西岸	才角川	西ノ地谷川	大月町	才角	9
96-004	足摺西岸	才角川	真福寺谷川	大月町	才角	11
96-005	足摺西岸	才角川	才角谷川	大月町	才角	6

資料2 保全人家5戸未満の準ずる溪流

河 川 名				位 置		保全対象 戸数
溪流番号	水系名	河川名	溪流名	市町村	字	
91-201	足摺西岸		峰峠谷川	大月町	泊浦	4
91-202	足摺西岸		竜ヶ迫谷川	大月町	竜ヶ迫	1
91-203	足摺西岸		白崎谷川-1	大月町	竜ヶ迫	2
91-204	足摺西岸		白崎谷川-2	大月町	竜ヶ迫	2
91-205	足摺西岸		竜ヶ迫谷川-1	大月町	竜ヶ迫	2
91-206	足摺西岸		竜ヶ迫谷川-2	大月町	竜ヶ迫	3
91-207	足摺西岸		長浜谷川	大月町	竜ヶ迫	3
91-208	足摺西岸		白浜南谷川	大月町	芳ノ沢	1
91-209	足摺西岸		白浜北谷川	大月町	芳ノ沢	1
91-210	足摺西岸		タツチ谷川	大月町	芳ノ沢	1
91-211	足摺西岸		タツチ南谷川	大月町	芳ノ沢	2
91-212	足摺西岸	弘見川	本村谷川	大月町	芳ノ沢	2
91-213	足摺西岸	福良川	馬路小谷川	大月町	弘見	1
91-214	福良川	福良川	浦宗川	大月町	弘見	3
91-201	福良川	福良川	馬路谷川-1	大月町	弘見	3
95-201	足摺西岸		一切谷川	大月町	一切	1
95-202	足摺西岸		蜂ノ巣川	大月町	安満地	2
95-203	足摺西岸	平山川	平山川-1	大月町	平山	4
95-204	足摺西岸	平山川	平山西谷川	大月町	平山	1
95-205	足摺西岸	平山川	立倍川	大月町	平山	4
95-206	足摺西岸	平山川	平山川-2	大月町	平山	1
95-207	足摺西岸		椎ノ浦谷川-1	大月町	橘浦	1
95-208	足摺西岸		椎ノ浦谷川-2	大月町	橘浦	1
95-209	足摺西岸	頭集川	立西谷川	大月町	頭集	2
95-210	足摺西岸	頭集川	立南谷川	大月町	頭集	1
95-211	足摺西岸		頭集谷川	大月町	頭集	1
95-212	足摺西岸		赤泊川-1	大月町	赤泊	1
95-213	足摺西岸		赤泊川	大月町	赤泊	2
95-214	足摺西岸		赤泊川-3	大月町	赤泊	2
95-215	足摺西岸		赤泊川-4	大月町	赤泊	1
95-216	足摺西岸	周防形川	周防形谷川-1	大月町	周防形	1
95-217	足摺西岸	周防形川	岩井崎谷川-2	大月町	周防形	3
95-218	足摺西岸	才角川	バンドウ谷川	大月町	姫ノ井	3

河 川 名				位 置		保全対象 戸数
溪流番 号	水系名	河川名	溪流名	市町村	字	
95-219	足摺西岸	才角川	中前谷川-2	大月町	姫ノ井	1
95-220	足摺西岸	才角川	口目塚谷川	大月町	姫ノ井	4
95-221	足摺西岸	姫ノ井川	音無川	大月町	姫ノ井	3
95-222	足摺西岸	姫ノ井川	大駄場小谷川	大月町	姫ノ井	1
95-223	足摺西岸	姫ノ井川	モンロクノ谷川	大月町	姫ノ井	1
95-224	足摺西岸	周防形川	清王谷川	大月町	清王	1
95-225	足摺西岸	周防形川	清王小谷川	大月町	清王	1
95-226	足摺西岸	亀尾川	亀尾川-1	大月町	弘見	1
95-227	足摺西岸	亀尾川	亀尾谷川	大月町	弘見	1
95-228	足摺西岸	亀尾川	亀尾川-2	大月町	弘見	3
95-229	足摺西岸	頭集川	鉾土谷川	大月町	鉾土	1
95-230	足摺西岸	頭集川	音無鉾谷川	大月町	鉾土	1
95-231	足摺西岸	頭集川	鉾土川-1	大月町	鉾土	1
95-232	足摺西岸	頭集川	鉾土川-2	大月町	鉾土	1
95-233	足摺西岸	家ノ谷川	春遠谷川	大月町	春遠	1
96-201	足摺西岸	才角川	クルギ谷川	大月町	才角	1
96-202	足摺西岸	才角川	姫ノ井川	大月町	姫ノ井	1
96-203	足摺西岸	才角川	木綿尻谷川		姫ノ井	2
96-204	足摺西岸	才角川	草木谷川		姫ノ井	4
96-205	足摺西岸	小才角川	唐岩西谷川		平山	1
96-206	足摺西岸	小才角川	唐岩東谷川		唐岩	1
96-207	足摺西岸	貝ノ川川	荒神谷川		春遠	2
96-208	足摺西岸	貝ノ川川	春遠川-1		春遠	1
96-209	足摺西岸	貝ノ川川	春遠川-2		春遠	2
96-210	足摺西岸	春遠川	春遠北谷川		春遠	1

資料3 地すべり危険地区(構造改善局所管)

地域名	指定面積 ha	整理番 号	人家 (戸)	公共的建物	農業施設		備考
					農道	水路	
春 遠	8.00	37	9		300m		

9

箇所番号	箇所名	位置				危険箇所 の延長 (m)	傾斜 度 (度)	高さ (m)	地形要因						地質土質調査要因										環境要因										地震要因				危険 度	危険 度		
		都市	町村	大字	小字				斜面方位	斜面形状	上位地形の 方位	横断形状	還急線	還急線の 位置	地表の形状	表土の厚さ (cm)	地盤の状況	岩盤の亀裂	開口亀裂の規模	統面と不連 帯の有無	断層・破碎	風化状況	植生の種類	樹木の樹齢	伐採根の 状況	調査 斜面		隣接 斜面		湧水		対策工 状況	対策工上部の 状況	斜面土 屋根	上部の 利用 状況 台地	活断層 番号	活断層の 走向	活断層の 距離 (Km)			対象斜面と 活断層の 方向	対象斜面と 活断層の 距離 (Km)
																										崩壊履歴	位置	崩壊履歴	位置	有無	状況											
3999	小才角(東)	幡多郡	大月町	小才角	小才角	200	55	30	4	8	4	3	3	1	1	50	4	1	2	2	2	4	5	6	1	3	5	3	5	1	2	2	4	6								
4000	小才角(1)	幡多郡	大月町	小才角	小才角	100	60	50	2	4	3	4	1	1	2	50	4	2	2	2	2	4	6	2	2	3	5	3	5	1	2			6								
4001	小才角(2)	幡多郡	大月町	小才角	小才角	120	60	15	2	4	2	5	3	1	2	80	4	1	2	2	2	4	5	4	2	3	5	3	5	2	4			6								
4002	小才角(上)	幡多郡	大月町	小才角	小才角	300	45	50	1	4	3	5	3	2	2	150	4	1	2	4	2	4	5	4	2	3	5	1	1	2	4			6								
4003	小才角(西)	幡多郡	大月町	小才角	小才角	250	40	40	1	4	1	3	2	2	1	150	4	1	2	4	2	4	5	4	2	2	1	3	5	1	2	2	4	6								
4004	中前	幡多郡	大月町	才角	中前	300	35	30	4	7	4	3	3	3	3	100	4	1	2	4	2	4	6	4	2	1	1	1	1	2	4			6								
4005	松崎(1)	幡多郡	大月町	才角	松崎	75	50	30	6	4	5	5	2	1	2	50	4	1	2	2	2	4	5	2	2	3	5	3	5	1	2			6								
4006	松崎(2)	幡多郡	大月町	才角	松崎	25	50	40	5	4	5	3	2	1	2	100	4	1	2	2	2	4	6	1	2	3	5	3	5	1	2	2	1	6								
4007	松崎(3)	幡多郡	大月町	才角	松崎	200	40	40	3	6	5	4	2	1	2	50	4	1	2	3	2	4	5	2	2	3	5	3	5	1	2			6								
4008	重倉屋敷	幡多郡	大月町	才角	重倉屋敷	100	35	35	2	4	8	3	2	1	3	200	1	1	2	4	2	4	6	4	2	3	5	3	5	2	4			6								
4009	道の下	幡多郡	大月町	才角	道の下	170	35	35	8	5	8	3	3	3	3	150	1	1	2	3	2	4	6	4	2	3	5	3	5	1	2			6								
4010	大浦(1)	幡多郡	大月町	大浦	大浦	300	45	40	3	4	3	5	2	1	1	50	4	2	2	1	2	4	5	4	1	1	1	3	5	1	2			6								
4011	大浦(2)	幡多郡	大月町	大浦	大浦	100	50	45	8	4	6	5	2	1	2	50	4	2	2	2	2	4	5	2	2	3	5	3	5	1	2			6								
4012	大浦(3)	幡多郡	大月町	大浦	大浦	140	50	40	8	4	3	5	2	1	2	50	4	1	2	2	2	4	5	2	2	3	5	3	5	1	2			6								
4014	金原	幡多郡	大月町	春遠	金原	140	30	15	1	4	1	3	2	3	3	150	1	1	2	3	2	4	6	3	2	1	1	3	5	1	2			6								
4015	横枕	幡多郡	大月町	姫ノ井	横枕	150	35	30	1	5	1	3	3	1	2	150	4	1	2	4	2	4	5	4	1	3	5	3	5	1	2			6								
4016	大駄馬	幡多郡	大月町	姫ノ井	大駄馬	280	30	30	8	5	8	3	2	2	3	200	4	1	2	4	2	4	6	4	2	3	5	3	5	2	4			6								
4017	中前	幡多郡	大月町	姫ノ井	中前	200	30	30	1	4	1	3	3	3	3	150	1	1	2	4	2	4	6	4	2	1	1	3	5	1	2			6								
4018	赤泊(1)	幡多郡	大月町	赤泊	赤泊	10	70	15	1	4	1	5	1	2	2	30	4	2	2	2	2	3	5	2	2	3	5	3	5	2	4			6								
4019	赤泊(2)	幡多郡	大月町	赤泊	赤泊	200	40	40	8	5	8	3	3	1	1	50	4	3	1	2	2	3	6	4	2	3	5	3	5	1	2			6								
4020	樫ノ浦	幡多郡	大月町	樫ノ浦	樫ノ浦	350	70	40	4	8	3	3	3	1	1	50	4	1	2	2	2	4	5	5	2	2	3	5	1	2	4	2	4	6								
4021	網代山	幡多郡	大月町	樫ノ浦	網代山	200	70	40	1	4	1	3	3	1	1	30	4	3	1	2	2	4	5	5	2	3	5	1	1	1	3	2	4	6								
4023	西泊(1)	幡多郡	大月町	西泊	西泊	200	65	35	5	4	3	3	2	1	2	30	4	2	2	2	2	3	6	2	2	3	5	3	5	1	2											
4024	西泊(2)	幡多郡	大月町	西泊	西泊	200	50	30	4	5	4	3	3	1	2	50	4	2	2	4	2	4	5	6	2	3	5	3	5	2	4	2	2	6								
4025	西泊(3)	幡多郡	大月町	西泊	西泊	300	60	25	1	4	3	5	2	1	2	30	4	2	2	2	2	3	5	2	2	3	5	3	5	1	2			6								
4026	馬路	幡多郡	大月町	弘見	馬路	35	50	40	3	7	5	5	2	1	2	30	4	1	2	2	2	4	5	4	2	3	5	3	5	1	2			6								
4027	馬路(西)	幡多郡	大月町	弘見	馬路	220	35	35	2	5	2	3	3	2	1	50	4	1	2	4	2	3	6	3	1	1	2	1	1	1	3			6								
4028	本田	幡多郡	大月町	弘見	本田	400	30	15	4	1	4	3	3	2	3	150	4	1	2	4	2	3	6	5	2	3	5	3	5	1	3			6								
4029	郷	幡多郡	大月町	弘見	郷	100	30	10	5	9	5	3	2	2	2	50	4	1	2	1	2	4	6	2	2	3	5	3	1	1	2			6								

箇 所 番 号	市 町 村 名	箇 所 名	市町村人口	対 象														危険度 ランク 降雨	危険度 ランク 地震	特 殊 立 法 関 係 等										環 境 対 策 箇 所 の 指 定					前回調査危険箇所番号				
				保 全		地域防災計画への記載	関連避難場所	関連避難路	公 共 施 設		他事業の区域指定	区域の指定	急傾斜地崩壊危険区域の指定	前回調査の有無	要 施行箇所	施工状況	他事業施工状況			豪雪地帯	地震防災対策強化地域	離島振興地域	半島振興地域	台風常襲地帯	特殊土壌地帯	過疎地域	テクノポリス地域	リゾート地域	宅造規制区域	D I D 地区内	市街化区域内	国立公園	国定公園	県立自然公園		風致地区	近郊緑地保全区域	緑地保全区域及び	歴史的風土保存区域
				公 共 的 建 物	数				種 類	数																													
4030	大月町	成畑	6	5	集会所	1	有	有	有	町道		100			A	単	未					半	○	他	○														
4031	大月町	坂本	6	7		0	有	有	有	町道		120			無	単	未					半	○	他	○														
4032	大月町	後谷	6	5		0	有	有	有	町道、河川	220	150			A	単	未					半	○	他	○														
4033	大月町	周防形(東)	6	67	学校、集会所、消防屯所	3	有	有	有	町道、河川	600	600	砂(一)	急S48.1.31	A	国	S54(中)					半	○	他	○														
4034	大月町	周防形(西)	6	17		0	有	有	有	町道、河川	350	350	砂(一)	急S48.1.31	A	国	S54(中)					半	○	他	○														
4036	大月町	岩井崎(2)	6	4	集会所	1	有	有	有	町道		200			無	単	未					半	○	他	○														
4037	大月町	柳谷	6	8		0	有	有	有	町道、河川	200	200			B	単	未					半	○	他	○														
4038	大月町	下駄馬	6	2	中学校	1	有	有	有													半	○	他	○														
4039	大月町	林泉庵寺中	6	71	寺	1	有	有	有	県道		300	保(全)		A	国	未					半	○	他	○														
4040	大月町	アジロ	6	2	学校、郵便局	2	有	有	有	県道		250			B	単	未					半	○	他	○														
4041	大月町	浦尻	6	15	消防屯所、漁協、公営住宅	3	有	有	有	県道、河川	150	100			A	国	未					半	○	他	○														
4042	大月町	住吉谷	6	1	保育所	1	有	有	有				砂(全)		A	単	未					半	○	他	○														
4043	大月町	駄馬	6	6		0	有	有	有	町道		200			A	単	未					半	○	他	○														
4044	大月町	アキガ浦	6	27	漁協、集会所	2	有	有	有	町道		200			A	国	未					半	○	他	○														
4045	大月町	古泊	6	11		0	有	有	有	町道		100	砂(全)		B	国	未					半	○	他	○														
4046	大月町	泊浦(東)	6	22		0	有	有	有	町道				急S63.9.5	A	国	H3(既)					半	○	他	○														
4047	大月町	泊浦(西)	6	13	消防屯所、集会所	2	有	有	有	町道、河川	200	200		急S58.2.8	A	国	S60(既)					半	○	他	○														
4048	大月町	天神森	6	8		0	有	有	有	町道		150	砂(全)		B	単	未					半	○	他	○														
4049	大月町	橘浦(東)	6	58	集会所、郵便局、診療所、消防屯所、漁協	5	有	有	有	町道、河川	400	400		急S51.8.20	A	国	S54(既)					半	○	他	○														
4050	大月町	橘浦(西)	6	25		0	有	有	有	町道		250	砂(全)	急S51.8.20	A	国	S53(既)					半	○	他	○														
4051	大月町	安満地(1)	6	6		0	有	有	有	町道		170			無	単	未					半	○	他	○														
4052	大月町	安満地(2)	6	89	集会所、保育所、郵便局、診療所、漁協	5	有	有	有	町道		900	砂(一)	急S54.11. 5	A	国	S54(中)					半	○	他	○														
4053	大月町	宮ノ谷	6	5		0	有	有	有	町道		100			無	単	未					半	○	他	○														
4054	大月町	本村	6	19	学校、漁協	2	有	有	有	町道		200			B	国	未					半	○	他	○														
4055	大月町	渡場	6	5		0	有	有	有	町道		30			無	単	未					半	○	他	○														
4056	大月町	柏島(1)	6	46	集会所	1	有	有	有	町道		200		急H2.1.16	A	国	H2(既)					半	○	他	○														
4057	大月町	寺町	6	17	老人福祉施設、診療所	2	有	有	有	県道		900	保(全)		A	国	未					半	○	他	○														
4058	大月町	柏島(2)	6	5	中学校	1	有	有	有	県道		30			無	単	未					半	○	他	○														
小計	57箇所																																						

箇所番号	箇所名	位置				危険箇所 の延長 (m)	地形要因								地質土質調査要因										環境要因										地震要因				危険度 降雨	危険度 地震		
		郡市	町村	大字	小字		傾斜度 (度)	高さ (m)	斜面方位	斜面形状	上位地形の方位	横断形状	還急線	還急線の位置	地表の形状	表土の厚さ (cm)	地盤の状況	岩盤の亀裂	開口亀裂の規模	斜面と不連続面の関係	帯の有無	断層・破碎	風化状況	植生の種類	樹木の樹齢	伐採根の状況	調査斜面崩壊履歴	位置	隣接斜面崩壊履歴	位置	湧水有無	状況	対策工	対策工上部の状況	斜面土壌の状況	上部土地利用の状況	活断層番号	活断層の走向			活断層の距離 (Km)	対象斜面と
4022	下モ畑	幡多郡	大月町	西泊	下モ畑	50	45	30	3	4	9	3	2	3	2	50	5	1	2	4	2	4	5	4	2	3	5	3	5	1	2			6							B	B
4035	岩井崎(1)	幡多郡	大月町	周防形	岩井崎	160	45	30	3	5	2	5	1	1	5	30	5	2	2	4	2	4	5	2	2	3	5	2	3	1	2	1	2		6						B	A
小計	2箇所																																									

資料5 ため池危険地区(構造改善局所管)

地域名	所在地	決壊等による被害予想					
		農地	住宅	農業施設	延長又は数量	公共施設	延長又は数量
牛の池田	弘見	6.1ha		農道	100m	町道	1,040m
姫ノ井池	姫ノ井	7.3ha	32戸	農道	700m	周防形老人憩の家	1
						旧周防形小学校	1
						国道	20m
						町道	1,100m
宮ノ下	芳ノ沢	21.4ha	5戸	用排水路	1,630m	町道	2,560m
				農道	1,380m		

資料6 ため池一覧

地域名	所在地	決壊等による被害予想					
		農地	住宅	農業施設	延長又は数量	公共施設	延長又は数量
牛の池田	弘見	6.1ha		農道	100m	町道	1,040m
姫ノ井池	姫ノ井	7.3ha	32 戸	農道	700m	周防形老人憩の家	1
						旧周防形小学校	1
						国道	20m
						町道	1,100m
宮ノ下	芳ノ沢	21.4ha	5 戸	用排水路	1,630m	町道	2,560m
				農道	1,380m		
田城	弘見	0.6ha		農道	45m		
駄馬	清王	0.6ha	1 戸			町道	50m
トヲス	弘見	3ha		用排水路	240m		
				農道	105m		
大駄馬	弘見	0.9ha		用排水路	330m		
長谷	弘見	3.1ha		用排水路	539m	町道	34m
天皇	平山						
才角	才角	0.5ha					
枝折	弘見	1.7ha		農道	74m	町道	92m
大駄馬	姫ノ井	0.2ha					
山ノ神	芳ノ沢	2.4ha		用排水路	87m		
坂本	芳ノ沢	2.2ha		用排水路	481m	町道	50m
				農道	37m		
野々木	芳ノ沢	0.6ha				町道	41m
白岩	弘見	5.8ha				町道	130m
かずら表	弘見	16.6ha	2 戸	用排水路	2,080m	県道	220m
				農道	2,500m	町道	140m

資料 7 道路危険箇所

(1) 県所管

施設管理番号	路線名	箇所名	延長	危険内容
K321A015	国道 321 号線	大月町小才角	45	落石・崩壊
K321A020	国道 321 号線	大月町小才角	110	落石・崩壊
K321B005	国道 321 号線	大月町小才角	80	落石・崩壊
K321B025	国道 321 号線	大月町小才角	80	落石・崩壊
K321B040	国道 321 号線	大月町小才角	50	落石・崩壊
K321B055	国道 321 号線	大月町才角	95	落石・崩壊
K321B060	国道 321 号線	大月町才角	55	落石・崩壊
K321B065	国道 321 号線	大月町才角	100	落石・崩壊
K321B070	国道 321 号線	大月町才角	105	落石・崩壊
K321B075	国道 321 号線	大月町才角	130	落石・崩壊
K321B080	国道 321 号線	大月町才角	80	落石・崩壊
K352A020	清王新田貝の川線	大月町清王	90	落石・崩壊
K352A025	清王新田貝の川線	大月町清王	30	落石・崩壊
K352A035	清王新田貝の川線	大月町春遠	40	落石・崩壊
K352A040	清王新田貝の川線	大月町春遠	80	落石・崩壊
K352A050	清王新田貝の川線	大月町春遠	30	落石・崩壊
K352A055	清王新田貝の川線	大月町春遠	110	落石・崩壊
K357A005	安満地福良線	大月町安満地	290	落石・崩壊
K357A010	安満地福良線	大月町安満地	60	落石・崩壊
K357A035	安満地福良線	大月町安満地	150	落石・崩壊
K357A065	安満地福良線	大月町安満地	70	落石・崩壊
K357A220	安満地福良線	大月町橘浦	100	落石・崩壊
K357A275	安満地福良線	大月町泊浦	30	落石・崩壊
K357A290	安満地福良線	大月町泊浦	120	落石・崩壊
K357A300	安満地福良線	大月町泊浦	20	落石・崩壊
K357A325	安満地福良線	大月町泊浦	30	落石・崩壊
K357A350	安満地福良線	大月町竜ヶ迫	30	落石・崩壊
K357A365	安満地福良線	大月町竜ヶ迫	100	落石・崩壊
K357A395	安満地福良線	大月町竜ヶ迫	120	落石・崩壊
K043A080	柏島二ツ石線	大月町一切	170	落石・崩壊

施設管理番号	路線名	箇所名	延長	危険内容
K043A085	柏島二ツ石線	大月町一切	240	落石・崩壊
K043A090	柏島二ツ石線	大月町一切	300	落石・崩壊
K043A095	柏島二ツ石線	大月町一切	170	落石・崩壊
K043A100	柏島二ツ石線	大月町一切	120	落石・崩壊
K043A110	柏島二ツ石線	大月町一切・平山	170	落石・崩壊
K043A115	柏島二ツ石線	大月町平山	240	落石・崩壊
K043A120	柏島二ツ石線	大月町平山	195	落石・崩壊
K043A125	柏島二ツ石線	大月町平山	155	落石・崩壊
K043A130	柏島二ツ石線	大月町平山	145	落石・崩壊
K043E005	柏島二ツ石線	大月町柏島	0	土石流
K043E010	柏島二ツ石線	大月町一切	20	土石流

(2) 市町村所管

施設管理番号	路線名	箇所名	延長	危険内容
A005	一切安満地海岸線	大月町一切	130	落石・崩壊
A010	一切安満地海岸線	大月町一切	165	落石・崩壊
A015	一切安満地海岸線	大月町一切	50	落石・崩壊
A020	一切安満地海岸線	大月町一切	30	落石・崩壊
A025	一切安満地海岸線	大月町一切	40	落石・崩壊
A030	一切安満地海岸線	大月町一切	30	落石・崩壊
A035	一切安満地海岸線	大月町一切	90	落石・崩壊
A040	一切安満地海岸線	大月町一切	70	落石・崩壊
A045	一切安満地海岸線	大月町安満地	70	落石・崩壊
B005	一切安満地海岸線	大月町一切	120	落石・崩壊

資料 8 山腹崩壊危険箇所(林野庁所管)

(1) 民有林

危険地区 番 号	位置			公共施設等		
	市町村名	地区	位 置	人家戸数	公共施設 建物	道 路
1	大 月 町	馬 路	馬 路	5		国 道
2	〃	芳 ノ 沢	芳 ノ 沢	2		町 道
3	〃	〃	〃	5		〃
4	〃	弘 見	亀 尾	1		〃
5	〃	二 ツ 石	〃	3		国 道
6	〃	清 王	清 王	5		町 道
7	〃	鉾 土	鉾 土	1		
8	〃	春 遠	床 屋 林	2		町 道
9	〃	〃	新 田	8		県 道
10	〃	姫 ノ 井	中 前	6		町 道
11	〃	〃	〃	5		〃
12	〃	〃	〃	6		〃
13	〃	〃	〃	3		〃
14	〃	〃	〃	5		国 道
15	〃	〃	〃	10	1	〃
16	〃	〃	〃	6		町 道
17	〃	赤 泊	赤 泊	11	1	〃
18	〃	姫 ノ 井	木 綿 尻	10		国 道
19	〃	才 角	才 角	2		〃
20	〃	〃	〃	21		町 道
21	〃	〃	〃	7	1	国 道
22	大 月 町	才 角	松 崎	17	1	国 道
23	〃	〃	西 地	3		町 道
24	〃	〃	〃	7		〃
25	〃	大 浦	大 浦	31	1	〃
26	〃	小 才 角	小 才 角	45		〃
27	〃	〃	〃	5	1	〃
28	〃	小 才 角	小 才 角	44	1	〃

危険地区 番 号	位置			公共施設等		
	市町村名	地区	位 置	人家戸数	公共施設 建物	道 路
29	〃	周 防 形	周 防 形	19		
30	〃	頭 集	頭 集	2		町 道
31	〃	〃	〃	2		〃
32	〃	〃	〃	1		〃
33	〃	〃	〃	1		〃
34	〃	浦 尻	浦 尻	16		県 道
35	〃	古 満 目	古 満 目	3	2	町 道
36	〃	〃	〃	130	2	〃
37	〃	平 山	平 山	20		県 道
38	〃	柏 島	渡	13		〃
39	〃	〃	柏 島	2	1	
40	〃	〃	網 代 山	1	1	県 道
41	〃	安 満 地	安 満 地	6		
42	〃	高 望	高 望	3		
43	〃	橘 浦	橘 浦			県 道
44	〃	泊 浦	泊 浦	6		町 道
45	〃	竜 ヶ 迫	竜 ヶ 迫	3		県 道
46	〃	〃	〃	30	1	町 道
47	〃	安 満 地	安 満 地	47	2	〃
48	〃	竜 ヶ 迫	竜 ヶ 迫			県 道
49	〃	泊 浦	泊 浦			〃
50	〃	銚 土	銚 土	6		町 道
51	〃	西 泊	西 泊	5		〃
52	〃	才 角	才 角	3		〃
53	〃	小 才 角	小 才 角	1		県 道
54	〃	古 満 目	古 満 目	12		〃

資料9 崩壊土砂流出危険箇所(林野庁所管)

(1) 国有林

箇所 番号	地区名	位置	直接保全対象施設等					備考
			人家 (戸)	公共施設				
				建物	数	その他	数	
1	新田	中尾山98	7			県道	300m	
2	宮の谷	伊崎谷山306	6			町道		
3	姫ノ井	長見山301	1			林道		

(2) 民有林

危険地区 番号	位置			公共施設等		
	市町村名	地区	位置	人家戸数	公共施設 建物	道路
1	大 月 町	馬 路	栄作ヤシキ	10	1	国 道
2	〃	〃	桜 ケ 谷	6		〃
3	〃	春 遠	荒 谷	4		林 道
4	〃	姫 ノ 井	谷 ゴ	10		国 道
5	〃	〃	草 木 谷	6		町 道
6	〃	月 灘	クルキ谷	2		国 道
7	〃	〃	横 枕	9	1	町 道
8	〃	才 角	才 角	20		〃
9	〃	小 才 角	小 才 角	25	1	〃
10	〃	頭 集	頭 集	1		〃
11	〃	泊 浦	泊 浦	35		〃
12	〃	安 満 地	安 満 地	12		〃
13	〃	一 切	一 切	4		〃
14	〃	竜 ケ 迫	竜 ケ 迫	6	1	〃
15	〃	芳 沢	内 平	13		〃
16	〃	春 遠	春 遠		1	〃
17	〃	〃	〃	1		林 道
18	〃	一 切	一 切	7		町 道
19	〃	頭 集	頭 集			〃

資料１０ 河川危険区域（建設省所管）

水系名又は沿岸名	河川名 又は海岸名	所轄土木 事務所名	責任市 町村名	危 険 区 域		特 に 危 険 な 箇 所 及 び 対 策					溢流・欠壊等を予想した被害				避難場所
				左岸 右岸	延 長 (m)	左岸 右岸	延 長 (m)	箇 所 名	予想される 危険状況	水防 工法	公共 施設	一般 戸数	人 口 (人)	耕 地 (ha)	
大 浦 川	大 浦 川	宿 毛	大月町	左 右	500 500	左 右	500 500	大月町大浦	溢 水	土俵積	1	10	38	4	
福 良 川	弘 見 川	〃	〃	左 右	700 700	左 右	500 300	〃 添ノ川	〃	〃	0	9	27	5	
〃	〃	〃	〃	左 右	700 700	左 右	700 700	〃 弘見	〃	〃	4	300	1,000	10	
〃	本 田 川	〃	〃	左 右	300 300	左 右	300 300	〃 〃	〃	〃	3	80	300	5	
〃	ヤ ナ セ 川	〃	〃	左 右	200 200	左 右	200 200	〃 〃	〃	〃	1	50	200	10	
〃	亀 尾 川	〃	〃	左 右	500 500	左 右	400 400	〃 〃	〃	〃	0	10	25	8	
平 山 川	平 山 川	〃	〃	左 右	600 600	左 右	300 300	〃 平山	〃	〃	0	6	25	3	
周防形川	周 防 形 川	〃	〃	左 右	300 0	左 右	100	〃 周防形	〃	〃	1	25	75	20	
〃	〃	〃	〃	左 右	400 400	左 右	400 400	〃 〃	〃	〃	2	70	250	2	
〃	姫 ノ 井 川	〃	〃	左 右	400 400	左 右	300 300	〃 姫ノ井	〃	〃	1	7	18	10	
才 角 川	才 角 川	〃	〃	左 右	300 300	左 右	150 150	〃 才角	〃	〃	3	28	116	16	
小才角川	小 才 角 川	〃	〃	左 右	300 300	左 右	300 300	〃 小才角	〃	〃	1	60	250	2	
頭 集 川	頭 集 川	〃	〃	左 右	300 300	左 右	300 300	〃 頭集	〃	〃	1	40	150	8	
貝の川川	貝 の 川 川	〃	〃	左 右	300 300	左 右	300 300	〃 春遠	〃	〃	2	30	120	10	

資料 1 1 海岸危険区域(建設省所管)

沿 岸 名	海 岸 名	所 轄 土 木 事 務 所 名	責 任 市町村名	危険区域 延 長 (m)	特 に 危 険 な 箇 所			越波・決壊等を予想した被害			避 難 場 所
					延 長 (m)	箇 所 名	予想される 危険状	宅 地 (ha)	農 用 地 (ha)	人 口 (人)	
豊後水道東	松崎海岸	宿 毛	大 月 町	440	440	大月町才角	浸 水	3.0	8.0	32	町が指示する場所

資料 1 2 危険物貯蔵所等

(1) 一般高圧ガス製造許可事業所 … なし

(2) 危険物貯蔵所

事業所名	施設の種別							
	給油 取扱所	給油取扱 所(船舶)	給油取扱所 (自家用)	一般取扱 所	地下タンク 貯蔵所	屋外タンク 貯蔵所	移動タンク 貯蔵所	簡易タンク 貯蔵所
大月病院					○			
中野石油店	○							
臼井商事	○							
佐々山石油店	○							
黒田商事		○		○		○		○
森石油店	○							
宮地石油店	○						○	
JA 高知はた農協大 月支所	○			○		○	○	
橘浦漁協		○						
すくも湾漁協古満 目支所		○						
すくも湾漁協安満 地支所		○		○	○			
すくも湾漁協小才 角支所		○						
すくも湾漁協柏島 支所		○			○			
すくも湾漁協月灘 支所		○		○	○			
すくも湾漁協一切 支所		○		○	○			
すくも湾漁協竜ヶ 迫支所		○						
すくも湾漁協泊浦 支所		○						
日根居商事							○	○
大月運送			○					
全国農業協同組合 会				○		○		

資料 1 3 水位観測所及び雨量観測所

(1) 水位観測所

名称	所在	河川名 (水系名)	管理者	種別 (※)	水防団 待機 水位	はん濫 注意 水位	避難 判断 水位	はん濫 危険 水位	零点高
小才角	幡多郡大月町 周防形 350 地先	小才角川	高知(河)	テ	-	-	-	3.00	3.27
周防形	幡多郡大月町 小才角 1240	周防形川	高知(河)	テ	-	-	-	3.90	0.90

※ テ：テレメーター

(2) 雨量観測所（高知県所管 テレメーター）

名称	所在	管理者
弘見	幡多郡大月町弘見 2230	高知（河）
姫ノ井	幡多郡大月町姫ノ井 882	高知（砂）

資料 1 4 気象台で発表する注意報・警報の種類とその基準

(1) 警報・特別警報

水防活動の 利用に適合	一般の利用 に適合	発表時の状況	大月町の発表基準
水防活動用 気象警報	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合	平均風速 陸上：20m/s 海上：25m/s
	暴風特別警報	暴風により災害が発生するおそれが著しく大きいと予想される場合	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合	平均風速 陸上：20m/s 海上：25m/s ※雪を伴う
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風により災害が発生するおそれが著しく大きいと予想される場合	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合	(浸水害) 1 時間雨量 80 mm (土砂災害) 土壌雨量指数基準 166
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想される場合	台風や集中豪雨により数十年に一度の降水量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
水防活動用 高潮警報	高潮警報	台風や低気圧による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがある場合	潮位 2. 0m
	高潮特別警報	台風や低気圧による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想される場合	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想される場合	有義波高 6. 0m
	波浪特別警報	高い波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想される場合	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合

水防活動の 利用に適合	一般の利用 に適合	発表時の状況	大月町の発表基準
水防活動用 津波警報	津波警報	津波による重大な災害が起こる おそれがあると予想される場合	予想される津波の高さが 1m を超 え、3m 以下の場合
	津波特別警報 (大津波警報)	津波による重大な災害が起こる おそれが著しく大きいと予想さ れる場合	予想される津波の高さが 3m を超 える場合
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨・長雨・融雪などにより河 川が増水し、重大な災害が発生 するおそれがあると予想される 場合	1 時間雨量 80 mm 流域雨量指数基準：貝ノ川川流 域＝11
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生す るおそれがあると予想される場 合	24 時間降雪の深さ 30cm
	大雪特別警報	大雪により重大な災害が発生す るおそれが著しく大きいと予想 される場合	数十年に一度の降雪量となる大 雪が予想される場合

(2) 注意報

水防活動の 利用に適合	一般の利用 に適合	発表時の状況	大月町の発表基準
水防活動用 気象注意報	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生 するおそれがあると予想される 場合	平均風速 陸上：12m/s 海上：15m/s ※雪を伴う
	強風注意報	強風により災害が発生するおそ れがあると予想される場合	平均風速 陸上：12m/s 海上：15m/s
	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそ れがあると予想される場合	1時間雨量50mm 土壌雨量指数基準129
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧による異常な海面 の上昇により災害が発生するお それがあると予想される場合	潮位 1.8m
	波浪注意報	高い波により災害が発生するお それがあると予想される場合	有義波高 3.0m
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨・長雨・融雪等により河川 が増水し、災害が発生するおそ れがあると予想される場合	1 時間雨量 50 mm 流域雨量指数基準：貝ノ川川流 域＝8
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波による災害がおこるおそれ があると予想される場合	予想される津波の高さが高いと ころで 0.2m 以上、1m 以下の場 合
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそ れがあると予想される場合	24 時間降雪の深さ 10cm
	雷注意報	落雷等により被害が予想される 場合	－
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するお それがあると予想される場合	視程 陸上 100m 海上 500m
	乾燥注意報	空気が乾燥し火災の危険が大き いと予想される場合	最小湿度 40%で実効湿度 60%
	なだれ注意報	なだれにより災害が発生するお それがあると予想される場合	積雪の深さが 50cm 以上あり次の いずれか 1. 降雪の深さ 20cm 以上 2. 最高気温が 2℃以上 3. かなりの降雨

水防活動の 利用に適合	一般の利用 に適合	発表時の状況	大月町の発表基準
	低温注意報	低温のために農作物に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあると予想される場合	高知地方気象台で最低気温が -5°C 以下
	霜注意報	霜により農作物への被害が発生するおそれがあると予想される場合	3月20日以降の晩霜
	着雪注意報	著しい着雪により通信線や送電線等の被害が予想される場合	24時間降雪の深さ：20cm以上 気温： $-2^{\circ}\text{C}\sim 2^{\circ}\text{C}$

(注)

- 1 発表基準欄に記載した数値は、高知県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の目安である。
- 2 警報、注意報はその種類にかかわらず解除するまで継続される。また新たな警報、注意報が発表される時は、これまで継続中の警報、注意報は自動的に解除されて、新たな警報、注意報にきりかえられる。
- 3 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

資料１５ 気象庁または高知地方気象台が発表する地震及び津波に関する情報

(１) 地震に関する情報

種類	内容	発表基準
震度速報	地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名（全国を１８８地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。	震度３以上
震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配ない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。	震度３以上 ※津波警報または注意報を発表した場合は発表しない
震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度３以上の地域名と市町村名を発表。 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。	以下のいずれかを満たした場合 ・震度３以上 ・津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合
各地の震度に関する情報	震度１以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。	震度１以上
遠地震に関する情報	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね３０分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード７.０以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合
その他の情報	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表。	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など
推計震度分布図	観測した各地の震度データをもとに、１km四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表。	震度５弱以上

(2) 津波に関する情報

※大月町が含まれる津波予報区：「高知県」

① 津波情報の種類と発表内容

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は2種類の定性的表現で発表 ※発表される津波の高さの値は、次頁「③津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」参照
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点（※）の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

※高知県内の津波観測点は、室戸市室戸岬、高知、土佐清水、須崎港です。

② 津波予報の発表基準と発表内容

発表基準	発表内容
津波が予想されないとき （地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

③ 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

種類	発表基準	予想される津波の高さ		想定される被害ととるべき行動
		数値での発表 (発表基準)	巨大地震の 場合の表現	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<高さ)	巨大	- 木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。 - 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
		10m (5m<高さ≤10m)		
		5m (3m<高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<高さ≤3m)	高い	- 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 - 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (20cm≤高さ≤1m)	(表記しない)	- 海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。 - 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。

資料 1 6 大月町地区長名簿

(令和 2 年 4 月 1 日現在)

地区名	氏名	電話番号	FAX 番号	地区名	氏名	電話番号	FAX 番号
788-0302 馬路	上岡克義	73-0402		788-0351 安満地	乾 正二	事 77-1021 77-1047	77-1021
788-0302 田城	柴岡 誠	73-0565	73-0565	788-0352 橘浦	山本梅市	事 77-1133 77-1058	77-1133
788-0302 成畑	谷 守	73-0056	73-0056	788-0353 泊浦	山岡勝利	事 73-1059 73-0790	73-1059
788-0302 芝	安原明彦	73-1489	73-0353	788-0361 竜ノ迫	林 宣詔	事 73-0503 73-1308	73-1308
788-0302 本田	安田 勝	73-0658	73-0658	788-0362 本村	兼松照章	73-0490	73-0490
788-0302 郷	家方 孝	73-0219	73-0219	788-0362 内平	笹木章弘	73-1290	73-1290
788-0302 亀尾	松田廣幸	73-1529	73-1529	788-0363 添ノ川	依岡弘祐	73-0769	73-0769
788-0302 長沢	寺田勝好	73-1040	73-1040	788-0322 小才角	浜田功一	事 75-5814	75-5814
788-0302 地吉				788-0323 才角	内原久雄	事 75-5038 75-5167	75-5038
788-0302 笠木	船田雅史	73-0820	73-0820	788-0324 大浦	吉岡輝喜	事 75-5106 75-5222	75-5106
788-0302 大駄場	和田文明	73-0453		788-0331 姫ノ井	小松重富	事 74-0316 74-0634	74-0316
788-0312 清王	山岡博文	73-0890	73-0890	788-0332 赤泊	奥田 守	74-0525	74-0525
788-0311 銚土	岡田教義	73-1352	73-1352	788-0325 月ノ丘			
788-0314 頭集	安岡利治	事 73-1116 72-1350	72-1116	788-0333 西泊	依岡良彦	事 74-0402 74-0130	74-0402
788-0341 平山	市原 泰	事 72-1105 72-1220	72-1105	788-0334 檜ノ浦	柿部英俊	事 74-0005 74-050	74-0005
788-0315 古満目	中野清光	事 72-1508	72-1508	788-0313 周防形	濱崎定也	事 74-0501 74-0609	74-0501
788-0343 柏島	福留貴浩	事 76-0003 76-0260	76-0003	788-0321 春遠	田邊勝美	74-0173	74-0163
788-0342 一切	福田哲夫	事 76-0105 76-0321	76-0325	788-0335 唐岩	坂本忠穂	74-0746	

資料１７ 警戒、出動等について連絡すべき幹部要員 (令和３年４月１日現在)

区分職員		氏名	住所	電話番号
対策本部	町長	岡田 順一		
	副町長	富岡 直人		
	教育長	伊与田 利実		
消防団本部	団長	市原 泰		
	副団長	中平 誠		
	副団長	中田 束稲		
第１分団	分団長	吉松 徳重		
	副分団長	松田 哲幸		
	副分団長	平田 彰彦		
	副分団長	福島 謙二		
第２分団	分団長	谷本 泰彦		
	副分団長	谷口 勝年		
	副分団長	畠中 秀夫		
第３分団	分団長	黒田 澄夫		
	副分団長	坂本 越郎		
	副部団長	福留 貴浩		
第４分団	分団長	濱田 卓也		
	副分団長	福吉 裕一		
	副分団長	山岡 開		
第５分団	分団長	米花 昌明		
	副分団長	楠 勝志		
	副分団長	端近 純男		
	副分団長	中城 一幸		
第６分団	分団長	東 昇		
	副分団長	田辺 豊浩		
	副分団長	依岡 一生		
第７分団	分団長	内原 威		
	副分団長	松下 益三		
	副分団長	中川 順一		
	副分団長	宮本 博信		
団体	幡多西部消防組合大月分署		弘見 2106-1	73-1313
	宿毛土木事務所		宿毛市宿毛 5242-7	63-2141
	宿毛警察署		宿毛市幸町 7-54	63-0110
	N T T 西日本高知支店		高知市帯屋町 2-5-11	21-3513

区分職員		氏名	住所	電話番号
	四国電力送配電株式会社 中村支社		四万十市中村大橋通 6-9-21	34-6760
職員	総務課長	富田 洋子		
	大月分署長	濱田 知		
	税務課長	松田 耕一		
	町民福祉課長	内原 英明		
	保健介護課長	大野 三鈴		
	大月病院事務長	河野 賢二		
	産業振興課長	新谷 太		
	会計管理者	小野 美恵子		
	建設環境課長	今宮 友和		
	まちづくり推進課長	久松 誉昇		
	教育次長	岡崎 俊典		
	特別養護老人ホーム園長	長岡 健二		
	議会事務局長	岡田 康一		

資料 1 8 即報・災害確定報告様式

市町村				区分		被害		区分		被害		都道府県災害 対策本部	名称		
報告番号	第 報 (月 日 時現在)			非住家	公共建物	棟		公立文教施設	千円		設置		月	日	時
	報告者名				その他	棟		農林水産業施設	千円				解散	月	日
区分		被害		田	流失埋没	ha		公共土木施設	千円		災害対策本部 設置市町村名				
人的被害	死者	人			畑	冠水	ha		その他の公共施設	千円					
	行方不明者	人		流失埋没		ha		小計	千円						
	負傷者	重傷	人		冠水	ha		公共施設被害市町村数	団体						
		軽傷	人		文教施設	箇所		その他	農産被害	千円					
					病院	箇所			林産被害	千円					
				道路	箇所		畜産被害		千円						
				橋りょう	箇所		水産被害		千円						
				河川	箇所		産工被害		千円						
住家被害	全壊		棟		その他の	港湾	箇所		災害救助法 適用市町村名						
			世帯			砂防	箇所								
			人			水道	箇所								
	半壊		棟			清掃施設	箇所						被害総額	千円	
			世帯			崖くずれ	箇所						備考	1. 災害発生場所 2. 災害発生年月日 3. 災害の種類概況 4. 消防機関の活動状況 5. その他	
			人			鉄道不通	箇所								
	一部破損		棟			船舶被害	隻								
			世帯			通信被害	回線								
			人												
	床上浸水		棟												
			世帯												
			人												
	床下浸水		棟												
			世帯			り災世帯数	世帯								
			人			り災者数	人								

資料 19 住家被害狀況報告書樣式

(No.)

住家被害狀況報告書

調査担当者()

地区名()

平成 年 月 日現在

[illegible]

* 人的被害……備考欄には被害者の氏名記入。

*備考欄には各被害の状況を出来るだけ詳しく記入のこと。

資料 20 漁港、公共土木、農地、農林業用施設災害状況報告書様式

(No.)

漁港、公共土木、農地、農林業用施設災害状況報告書

調査担当者()
地区名()

平成 年 月 日現在

区分	地区名	工種	被害の状況				被害額	備考
			延長 高さ	m m	巾員 面積	m ha	千円	
			延長 高さ	m m	巾員 面積	m ha		
			延長 高さ	m m	巾員 面積	m ha		
			延長 高さ	m m	巾員 面積	m ha		
			延長 高さ	m m	巾員 面積	m ha		
			延長 高さ	m m	巾員 面積	m ha		
			延長 高さ	m m	巾員 面積	m ha		
			延長 高さ	m m	巾員 面積	m ha		
			延長 高さ	m m	巾員 面積	m ha		
			延長 高さ	m m	巾員 面積	m ha		
			延長 高さ	m m	巾員 面積	m ha		
			延長 高さ	m m	巾員 面積	m ha		
			延長 高さ	m m	巾員 面積	m ha		
			延長 高さ	m m	巾員 面積	m ha		

* 漁 港……防波堤、岸壁、物揚場、船揚場、漁具干場

公 共 土 木……町道、河川、橋梁、(がけくずれ)

農 地……田、畑

農業用施設 ……農道、用排水路、農道橋、頭首工、溜池

林 業 施 設……林道(林地崩壊)

* 備考欄には、農地等の災害の場合の受益面積や受益者名(数人の場合代表者)を記入する等参考となる事項を記入して下さい。

資料 2 1 災害時の応援協定

《応援協定一覧》

No.	名称	相手方名称等	協定内容	締結日
1	災害時における救援物資提供に関する協定書	四国コカ・コーラボトリング(株)	救援物資提供	H18. 9
2	高知県内市町村災害時相互応援協定	県内市町村 (※1)	相互応援全般	H20. 1
3	四国西南サミット災害時相互応援協定	四国西南サミット (※2)	相互応援全般	H23. 5
4	災害時における電気設備等の復旧に関する協定書	宿毛地区電気工事業組合	電気設備復旧	H24. 2
5	高知県被災建築物応急危険度判定士の召集に関する協定書	社団法人高知県建築士会	危険度判定士	H24. 3
6	災害時の協力に関する協定書	四国電力送配電株式会社 中村支社	災害時協力	H25. 5
7	大規模災害時における支援活動に関する協定	高知県西部舗装協会	災害時支援	H26. 5
8	災害時の応急対策活動協力に関する協定書	大月町建設協会	災害時協力	H26. 4
9	災害時等における施設利用の協力に関する協定書	株式会社 田村商事	施設利用	H26. 4
10	災害時における電気通信設備等の復旧に係る相互協力に関する協定書	西日本電信電話(株)高知支店	災害時協力	H26. 11
11	災害時における情報交換及び支援に関する協定書	国土交通省 四国地方整備局	災害時協力	H23. 10

※1 県内 3 4 市町村 (全市町村)

※2 愛媛県 (宇和島市・八幡浜市・大洲市・西予市・松野町・鬼北町・愛南町…7 市町)
高知県 (宿毛市・土佐清水市・四万十市・大月町・三原村・黒潮町…6 市町村)

(1) 災害時における救援物資提供に関する協定書

災害時における救援物資提供に関する協定書

大月町（以下「甲」と言う。）と四国コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供に関する協定を次のとおり締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時における物資の提供に関し、乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 町内に震度5弱以上の地震又は、同等以上の災害が発生若しくは発生するおそれがある場合において、甲の災害対策本部が設置され、その災害対策本部から物資の提供について要請があったときは、乙は次条に規定する内容により協力するものとする。

(協力の実施)

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型）の機内在庫の製品を甲に無償提供するとともに、速やかにフォロー態勢を調えるなど万全を期すものとする。この場合において、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を講ずるものとする。

(申請の手続)

第4条 甲は、この協定による要請を行うときは、救援物資提供要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請す

ることができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

(期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申出がない限り同一内容をもって継続するものとする。

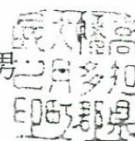
(協議)

第6条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項その他この協定に定めない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上各1通を保有する。

平成18年 9 月20 日

高知県幡多郡大月町弘見2230番地
甲 大月町
町 長 柴岡 邦男



香川県高松市春日町1378番地
乙 四国コカ・コーラボトリング株式会社
専務取締役営業本部長 大内 喬



(2) 高知県内市町村災害時相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、地震等の大規模な災害時において、防災対策特に応急対策の一層の充実・強化を図ることを目的として、高知県内の市町村（以下「協定市町村」という。）が協力して物資・労力等の相互応援を行うことについて定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援活動に必要な車両及び舟艇等の提供
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) 被災児童、生徒等の一時受入
- (6) 第1号から第4号までに規定する物資等の提供に係る職員及び災害対策本部の運営に必要な職員の派遣
- (7) 前各号に定めるもののほか特に要請があった事項

(応援要請の手続き)

第3条 応援を要する市町村（以下「被災市町村」という。）は、原則として次の事項を明らかにし、電話等による要請を行い、後日、速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、規格、数量等
- (3) 前条第4号及び第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、収容等の人数、被災児童、生徒等の学年等
- (4) 前条第6号に掲げる応援を要請する場合にあっては、派遣職員の事務職、医療職、技術職、技能職等の職種別及び人員
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援を必要とする期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(実施)

第4条 応援を要請された市町村は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

2 被災市町村以外の市町村は、通信の途絶等により被災市町村と連絡が不可能である場合

において、災害の事態に照らし特に緊急を要し、被災市町村が応援の要請を行ういとまがないと認められるときは、被災市町村からの応援要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、前条の要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、協定市町村が協議して別に定める。

(連絡責任者)

第6条 本協定に定める事項の連絡調整の確実及び円滑を図るため、市町村の防災担当課長等を連絡責任者としてあらかじめ定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及び協定に定めのない事項は、市町村が協議して定めるものとする。

(適用)

第8条 この協定は、締結の日から適用する。

2 平成17年5月27日付けで締結した高知県内市町村災害時相互応援協定は、廃止する。

(継承)

第9条 市町村合併等に伴い構成する協定市町村に再編成があった場合は、改めて協定を締結するまでの期間は、新市町村においてこの協定を引き継ぐものとする。

この協定を証するため、本書34通を作成し、各市町村は記名押印のうえ各1通を保有する。

平成20年1月25日



高 知 市 代 表 者 高 知 市 長 岡 崎 誠



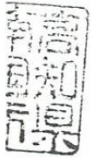
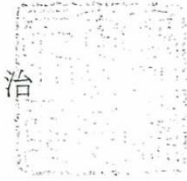
室 戸 市 代 表 者 室 戸 市 長 小 松 幹 侍





安芸市 代表者 安芸市長

松本 憲治



南国市 代表者 南国市長

橋詰 壽



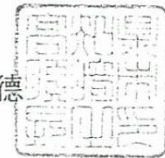
土佐市 代表者 土佐市長

板原 啓文



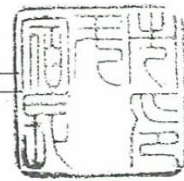
須崎市 代表者 須崎市長

笹岡 豊徳



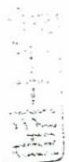
宿毛市 代表者 宿毛市長

中西 清



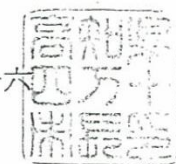
土佐清水市 代表者 土佐清水市長

西村 伸一郎



四万十市 代表者 四万十市長

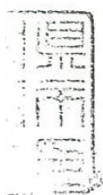
澤田 五十六



香南市 代表者 香南市長

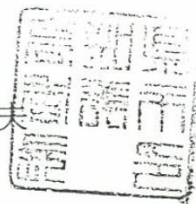
仙頭 義寛





香 美 市 代 表 者 香 美 市 長

門 脇 槇 夫



東 洋 町 代 表 者 東 洋 町 長

澤 山 保 太 郎



奈 半 利 町 代 表 者 奈 半 利 町 長

齊 藤 一 孝



田 野 町 代 表 者 田 野 町 長

安 岡 雅 徳



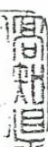
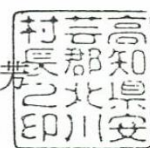
安 田 町 代 表 者 安 田 町 長

有 岡 正 幹



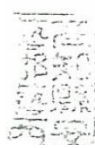
北 川 村 代 表 者 北 川 村 長

大 寺 正 夫



馬 路 村 代 表 者 馬 路 村 長

上 治 堂



芸 西 村 代 表 者 芸 西 村 長

井 上 一 夫





本 山 町 代表者 本 山 町 長

今 西 芳 彦



大 豊 町 代表者 大 豊 町 長

岩 崎 憲 郎



土 佐 町 代表者 土 佐 町 長

西 村 卓 士



大 川 村 代表者 大 川 村 長

合 田 司 郎



い の 町 代表者 い の 町 長

塩 田 始



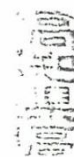
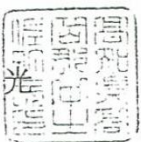
仁 淀 川 町 代表者 仁 淀 川 町 長

藤 崎 富士登



中 土 佐 町 代表者 中 土 佐 町 長

池 田 洋



佐 川 町 代表者 佐 川 町 長

榎並谷 哲 夫



高知県高知市

越知町 代表者 越知町 長

吉岡 珍



高知県高知市

檮原町 代表者 檮原町 長

中越 武



高知県高知市

日高村 代表者 日高村 長

中野 益



高知県高知市

津野町 代表者 津野町 長

明神 健



高知県高知市

四万十町 代表者 四万十町 長

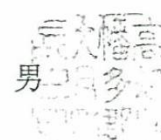
前田 哲



高知県高知市

大月町 代表者 大月町 長

柴岡 邦



高知県高知市

三原村 代表者 三原村 長

久保 知



高知県高知市

黒潮町 代表者 黒潮町 長

下村 正



(3) 四国西南サミット災害時相互応援協定

四国西南サミット災害時相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、地震等の大規模な災害時において、防災対策特に応急対策の一層の充実・強化を図ることを目的として、四国西南サミット加盟市町村（以下「協定市町村」という。）が協力して物資・労力等の相互応援を行うことについて定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援活動に必要な車両及び舟艇等の提供
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) 被災児童、生徒等の一時受入
- (6) 第1号から第4号までに規定する物資等の提供に係る職員及び災害対策本部の運営に必要な職員の派遣
- (7) 前各号に定めるもののほか特に要請があった事項

(応援要請の手続き)

第3条 応援を要する市町村（以下「被災市町村」という。）は、原則として次の事項を明らかにし、電話等による要請を行い、後日、速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、規格、数量等
- (3) 前条第4号及び第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、収容等の人数、被災児童、生徒等の学年等
- (4) 前条第6号に掲げる応援を要請する場合にあっては、派遣職員の事務職、医療職、技術職、技能職等の職種別及び人員
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援を必要とする期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された市町村は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

- 2 被災市町村以外の協定市町村は、通信の途絶等により被災市町村と連絡が不可能である場合において、災害の事態に照らし特に緊急を要し、被災市町村が応援の要請を行ういとまがないと認められるときは、被災市町村からの応援要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、前条の要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、協定市町村が協議して別に定める。

(連絡責任者)

第6条 本協定に定める事項の連絡調整の確実及び円滑を図るため、協定市町村の防災担当課長等を連絡責任者としてあらかじめ定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及び協定に定めのない事項は、協定市町村が協議して定めるものとする。

(適用)

第8条 この協定は、締結の日から適用する。

(継承)

第9条 市町村合併等に伴い構成する協定市町村に再編成があった場合は、改めて協定を締結するまでの期間は、新市町村においてこの協定を引き継ぐものとする。

この協定を証するため、本書13通を作成し、各協定市町村は記名押印のうえ各1通を保有する。

平成23年5月23日

宇和島市 代表者 宇和島市長

石橋 寛久



八幡浜市 代表者 八幡浜市長

大城 一郎



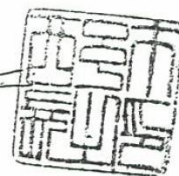
大洲市 代表者 大洲市長

清水 裕



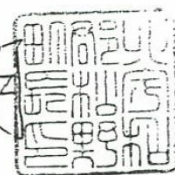
西 予 市 代表者 西 予 市 長

三好 幹



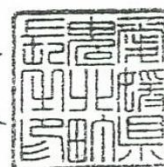
松 野 町 代表者 松 野 町 長

阪本 壽



鬼 北 町 代表者 鬼 北 町 長

甲岡 秀文



愛 南 町 代表者 愛 南 町 長

清水 雅文



宿 毛 市 代表者 宿 毛 市 長

中 西 清



土佐清水市 代表者 土佐清水市長

杉 村 章



四 万 十 市 代表者 四 万 十 市 長

田 中



大 月 町 代表者 大 月 町 長

大月町長


三 原 村 代表者 三 原 村 長

三原村長


黒 潮 町 代表者 黒 潮 町 長

黒潮町長


(4) 災害時における電気設備等の復旧に関する協定書

災害時における電気設備等の復旧に関する協定書

大月町（以下「甲」という。）と宿毛地区電気工事業組合（以下「乙」という。）は、大月町内における災害時の公共施設等における電気設備等の復旧活動及び電気に係る事故の防止に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 町内における災害発生時に、公共施設等における電気設備等の復旧を図るとともに、電気に係る事故から町民を守り、もって安全で安心な町民生活を確保することを目的とする。

（推進事項）

第2条 乙及び乙の加入事業者は、災害発生時に甲の要請に応じ、次の事項の推進に努めるものとする。

- （1） 公共施設等における電気設備等の復旧活動及び電気に係る事故の防止に努めること。
- （2） 復旧活動等において二次災害等を発見した場合には、速やかに関係機関に通報し、その指示に従うこと。
- （3） その他災害発生時における復旧に関すること。

（情報の提供）

第3条 甲は乙に対し、災害の発生状況、町民の要望その他災害の復旧に関する情報の提供に努めるものとする。

（支援の実施）

第4条 前条の規定により、甲から支援要請を受けた乙は、特別な事情が無い限り、直ちに支援を実施するものとする。

（経費の負担）

第5条 乙が、甲の要請により支援に要した経費については、甲乙協議のうえ決定し甲が負担するものとする。なお、資材の価格、人件費は、適正な価格とする。

(守秘義務)

第6条 乙はこの協定の締結又は協定に基づく活動を通じて知り得た秘密を他人に漏らし
てはならない。

(協定の期間)

第7条 この協定は、締結の日から適用する。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項で協議する必要があるとき及びこの協定に関し疑義
が生じたときは、甲、乙で協議の上定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各
1通を保有する。

平成 〆 年 〆 月 〆 日

(甲) 大月町長 柴 岡 邦 男



(乙) 高知県電気工事業工業組合 宿毛支部長

宿毛地区電気工事業組合

組合長 山本 久



(5) 高知県被災建築物応急危険度判定士の召集に関する協定書

高知県被災建築物応急危険度判定士の召集に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、地震災害時における高知県被災建築物応急危険度判定士（以下「判定士」という。）の召集に関し、大月町（以下「甲」という。）が社団法人高知県建築士会（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「判定士」とは、高知県被災建築物応急危険度判定士登録要領に基づき知事の認定を受け、登録した者をいう。

(協力要請)

第3条 甲は、判定士を召集するに際して、文書により乙の協力を要請することができる。

2 甲は、前項の規定による要請に際して、緊急を要するため文書によりがたいときは、口頭等により協力を要請し、後日文書によることができる。

(協力)

第4条 乙は、前条の規定による要請があったときは、乙の会員のうち判定士に該当する者に対して、甲の要請する内容を速やかに伝えるものとする。

(協力のための準備)

第5条 乙は、平常時において、判定士に該当する会員に対して甲の要請内容を円滑に伝達させるための連絡系統（以下「連絡網」という。）の整備を行い、地震災害時に備えるものとする。

2 乙は、甲の求めに応じて、前項の規定による連絡網を提出するものとする。

(訓練への協力)

第6条 甲が、訓練のために判定士に連絡を行う必要があるときは、乙は可能な限りこれに協力するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(適用)

第8条 この協定は、協定締結の日から発効する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年 4 月 20 日

甲 高知県高知市大月町5丁目2番15号

大月町長 柴 岡 邦 男

乙 高知県高知市本町4丁目2番15号

社団法人 高知県建築士会

会 長 岡 本 金 彌

(6) 災害時の協力に関する協定書

災害時の協力に関する協定書

大月町（以下、「甲」という。）と四国電力株式会社（以下、「乙」という。）とは、災害時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 甲、乙は、大規模地震および台風等の災害発生に伴い、大規模な停電等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の生活の維持と安全を確保するために電力設備の迅速かつ円滑な復旧をはかるものとする。

（災害情報の提供）

第2条 甲、乙は、相互に、迅速に大規模地震および台風等による災害情報を提供するものとする。

（電力設備の復旧）

第3条 災害により大規模な停電が発生した場合、乙は、乙の供給管轄区域内の被害状況を総合的に判断したうえで、優先順位を見極めながら医療機関（総合病院など）、災害復旧対策の中核となる官公署、避難所等への電力供給設備の復旧を可能な限り優先して実施するものとする。

2 前項の電力設備復旧における電源車等の使用は、乙の判断によるものとする。

（復旧作業に対する協力）

第4条 災害により甲が管理する道路が使用不能となり、乙の電力復旧作業に支障をきたした場合、甲は当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

2 甲は、乙が電力復旧のために、甲の管理する土地、道路等に、仮設電柱、配電線等の電力供給設備（以下「仮設電柱等」という。）を設置することを承諾する。この場合、復旧の進捗により仮設電柱等が不要となった時は、乙の負担により原状に復するものとする。

3 甲は、災害により緊急に電力復旧作業を要する場合において、甲の許認可が必要なとき、甲は、申請書類の提出に先立ち、乙が口頭などの簡易な方法により許認可申請を行うことを認める。この場合、乙は事後、可能な限り速やかに申請書類を提出するものとする。

（復旧拠点・資材置場等の確保に対する協力）

第5条 災害時において、乙の電力復旧作業に必要な復旧拠点、資材置場、駐車場およびヘリポート等の確保にあたっては、甲は乙の要請に協力するよう努める。

（協 議）

第6条 本協定に定めのない事項および本協定の定めについて疑義が生じた場合、甲、乙は誠意をもって協議のうえ解決するものとする。

本協定締結の証として、本書を2通作成し、甲・乙記名捺印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年 5月 27 日

甲

高知県幡多郡大月町弘見2230番地
大月町長 岡 田 順 一



乙

高知県四万十市中村大橋通り6丁目9-21
四国電力株式会社 中村支店
中村支店長 長 瀧 正 隆



(7) 大規模災害時における支援活動に関する協定

大規模災害発生時における支援活動に関する協定

大月町（以下「甲」という。）と高知県西部舗装協会（以下「乙」という。）は、大月町内で発生した大規模な地震・風水害等（以下「大規模災害」という。）における初期段階の支援活動を円滑かつ効率よく実施するために、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害が発生した場合の初期段階において、乙に所属する会員等の情報提供や保有する資材、機材、技術者等の出動による支援活動により、甲の管理する公共土木施設における迅速な被災状況の把握や災害応急対応を円滑かつ的確に行うことを目的とする。

（大規模災害の定義）

第2条 この協定で扱う大規模災害とは、甲が認定した広域的かつ甚大な災害をいう。

（乙の行うべき平常時の準備）

第3条 乙は、甲の大規模災害への対応を支援するため、平常時から次の各号に掲げる項目について整備し把握する。

- (1) 協会内の支援体制
- (2) 会員等からの情報収集体制
- (3) 出動が可能な資材、機材、技術者等の実態

（乙の支援内容）

第4条 甲からの支援要請に基づき、乙は協会内の支援体制を基本に、次の各号に掲げる支援活動を行う。

- (1) 被害状況の情報提供
- (2) 障害物の除去および応急復旧
- (3) その他、甲が必要とする業務

（費用の負担）

第5条 第4条に規定する支援活動に要した経費のうち（2）及び（3）については甲が負担するものとし、（1）については甲は負担しないものとする。

(第三者等に対する損害)

第6条 乙の会員が、応急対策活動の実施に伴い、甲または第三者に損害を与えたときは、その責めに帰すべき事由によるものを除き、甲並びに乙及び乙の会員が協議して賠償を行うものとする。

(有効期間)

第7条 この協定は、協定契約締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

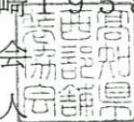
平成26年 5月30日

甲 大 月 町
町 長 岡 田 順 一



高知県四万十市西土佐江川崎1-9-5-8

乙 高 知 県 西 部 舗 装 協 会
会 長 金 谷 光 人



(8) 災害時の応急対策活動協力に関する協定書

災害時の応急対策活動協力に関する協定書

大月町(以下「甲」という。)と大月町建設協会(以下「乙」という。)とは、南海トラフ巨大地震をはじめ災害時における応急対策活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

(総則)

- 第1条 1 この協定は、地震、津波、台風その他による災害が大月町内において発生した場合に、乙及び乙の会員の協力を得て応急対策活動を行うことにより、速やかな災害復旧を図ることを目的とする。
- 2 乙は、この協定の締結及びこの協定に定める事項の実施に関し、乙の会員を代表するものとする。

(応急対策活動)

- 第2条 この協定に基づく応急対策活動は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 道路施設災害及び崖崩れ等の応急復旧並びに災害廃棄物の除去及び搬送
 - (2) 前号の応急対策活動に付随して発生する資機材及び物資の輸送

(要請)

- 第3条 1 甲は乙の会員による応急対策活動が必要と認めるときは、応急対策活動の内容、実施場所その他必要な事項を記載した書面により、乙に対し、応急対策活動の実施を要請するものとする。ただし、書面によるいとまのない場合はこの限りでない。
- 2 乙及び乙の会員は、前項の要請をうけたときは、これに協力するものとする。

(応急対策活動経費)

- 第4条 1 乙の会員の応急対策活動に要する経費(以下「応急対策活動費」という。)は、甲の負担とする。
- 2 応急対策活動経費の額は、当該応急対策活動の内容に応じ、甲の積算基準に従い算出した額を基準に、甲及び乙が協議して定めるものとする。
- 3 乙及び乙の会員は、前項の定めによる応急対策活動費を所定の請求書により、甲に請求するものとする。

(第三者等に対する損害)

- 第5条 乙の会員が、応急対策活動の実施に伴い、甲又は第三者に損害を与えたときは、その責に帰すべき事由によるものを除き、甲並びに乙及び乙の会員が協議して賠償するものとする。

(連絡体制の確立)

第6条 乙は、災害時において甲の要請に即応するため、乙の会員に対する連絡体制の確立を図るものとする。

(情報交換等)

第7条 1 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、相互に情報の交換を行うとともに、必要な連絡及び調整を行うものとする。

2 甲は必要があると認めるときは、乙に対し、乙の会員の保有する建設機械、車両等の数量及び災害時の連絡体制等について報告を求めることができる。

(訓練等への参加)

第8条 1 甲は、その実施する防災訓練等について、乙及び乙の会員を要請することができる。

2 乙及び乙の会員は、前項の要請があったときは、これに協力するよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第9条 1 この協定に定める事項の実施の確実を期するため、甲及び乙に連絡責任者を置く。

2 連絡責任者は、甲においては建設環境課長、乙においては会長をもって充てる。

(協議)

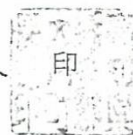
第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。 大月町建設協会の会員名簿は別紙添付する。

平成26年 4月17日

甲 大月町

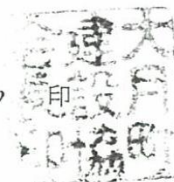
大月町長 岡田 順一



乙 大月町弘見2215-1

大月町建設協会

建設協会長 山本 誠志



(9) 災害時等における施設利用の協力に関する協定書

災害時等における施設利用の協力に関する協定書

大月町（以下「甲」という。）と株式会社 田村商事（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大月町内に地震、津波、風水害、その他の災害等が発生した、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、乙が管理する施設（以下「施設」という。）を利用して、大月町防災計画（以下「防災計画」という。）に基づく避難所を開設及び運営するために必要な事項を定めるものとする。

（避難所）

第2条 この協定における避難所とは、住民が避難し、一定期間避難生活をする場所とする。

（対象施設）

第3条 本協定の対象施設は、次のとおりとする。

所在地 幡多郡大月町周防形 404 番地

施設名 ベルリーフ大月

（協力要請）

第4条 甲は、災害時等に、前条で規定する施設を避難所として利用する必要があるときは、原則として乙に対し協力を要請する。ただし、乙は、災害時等において緊急に対応することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき、前条で規定する施設を開放し、甲に協力する。

（連絡体制）

第5条 前条で規定する甲の要請は、町長の名により当該施設の施設長に対して行う。

2 前項の目的を達成するため、甲乙は互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

（協力体制）

第6条 乙は、あらかじめ協力内容について甲と協議し、協力体制を明らかにしておくものとする。

2 前項の内容に変更が生じた場合、乙は、甲に報告するものとする。

（発災時の対応）

第7条 乙は、災害時等において速やかに、避難所としての機能を果たせるよう施設の開錠など必要な措置を講じるものとする。

2 乙は、前項で定める措置を行ったのち、あらかじめ甲と協議した内容に基づき、避難所の開放及び運営に協力する。

(備蓄及び訓練等)

防災訓練等に参加することができる機会を提供するよう努めなければならない。

3 乙は、町の実施する防災対策に対し、積極的に協力するよう努めるとともに、その能力を活用して積極的に町民、自主防災組織等との連携に努めなければならない。

(その他)

(有効期間)

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

甲 住 所 幡多郡大月町弘見 2230 番地

大月町長 岡田 順一



乙 住 所 宿毛市宿毛 1108 番地 1

事業者名 株式会社 田村商事

代表者名 代表取締役 田 村



災害時等における施設利用の協力に関する協定書

大月町（以下「甲」という。）と株式会社 田村商事（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大月町内に地震、津波、風水害、その他の災害等が発生した、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、乙が管理する施設（以下「施設」という。）を利用して、大月町防災計画（以下「防災計画」という。）に基づく避難所を開設及び運営するために必要な事項を定めるものとする。

（避難所）

第2条 この協定における避難所とは、住民が避難し、一定期間避難生活をする場所とする。

（対象施設）

第3条 本協定の対象施設は、次のとおりとする。

所在地 幡多郡大月町周防形 500 番地

施設名 大月エコロジーキャンプ場

（協力要請）

第4条 甲は、災害時等に、前条で規定する施設を避難所として利用する必要があるときは、原則として乙に対し協力を要請する。ただし、乙は、災害時等において緊急に対応することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき、前条で規定する施設を開放し、甲に協力する。

（連絡体制）

第5条 前条で規定する甲の要請は、町長の名により当該施設の施設長に対して行う。

2 前項の目的を達成するため、甲乙は互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

（協力体制）

第6条 乙は、あらかじめ協力内容について甲と協議し、協力体制を明らかにしておくものとする。

2 前項の内容に変更が生じた場合、乙は、甲に報告するものとする。

（発災時の対応）

第7条 乙は、災害時等において速やかに、避難所としての機能を果たせるよう施設の開錠など必要な措置を講じるものとする。

2 乙は、前項で定める措置を行ったのち、あらかじめ甲と協議した内容に基づき、避難所の開放及び運営に協力する。

- 3 前二項の措置に伴う損害及び増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として、甲乙の協議により決定するものとする。ただし、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された場合は、高知県災害救助法施行細則（昭和 23 年規則第 15 号）に定めるところにより甲が負担する。

（備蓄及び訓練等）

第 8 条 乙は、従業員等が防災対策に関する知識及び技術を習得することができるよう、

防災訓練等に参加することができる機会を提供するよう努めなければならない。

- 2 乙は、その社会的責任に基づき、事業者自らの負担と責任において、その管理する施設及び設備の災害に対する安全性の確保、食糧、飲料水等の備蓄、消火、救出救助等のための資材及び機材の整備その他の防災対策の推進を図らなければならない。

- 3 乙は、町の実施する防災対策に対し、積極的に協力するよう努めるとともに、その能力を活用して積極的に町民、自主防災組織等との連携に努めなければならない。

（その他）

第 9 条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第 10 条 この協定書の有効期間は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで（指定管理契約期間と同一の期間）とする。

本協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

平成 26 年 4 月 1 日

甲 住 所 幡多郡大月町弘見 2230 番地

大月町長 岡 田 順



乙 住 所 宿毛市宿毛 1108 番地 1

事業者名 株式会社 田村商事

代表者名 代表取締役 田 村



(10) 災害時における電気通信設備等の復旧に係る相互協力に関する協定書

災害時における電気通信設備等の復旧に係る相互協力に関する協定書

大月町（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社高知支店（以下「乙」という。）とは、災害時における電気通信設備等の復旧に係る相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震および台風等の災害（以下「災害」という）により、大規模な電気通信設備の故障等が発生した場合において、甲乙が緊密な連携を保ち、住民の生活の維持と安全を確保するために、電気通信サービスの迅速かつ円滑な復旧を図ることを目的とする。

（災害情報の提供）

第2条 甲乙は、災害等の情報を互いに提供し、共有するものとする。

（電気通信設備の復旧）

第3条 災害により電気通信設備に大規模な故障が発生した場合、乙は、乙の電気通信サービス管轄区域内の被害状況を総合的に判断したうえで、災害復旧対策の中核となる官公署や医療機関等への電気通信設備の復旧を可能な限り優先して実施するものとする。

（復旧作業に対する協力）

第4条 甲が管理する道路が災害により使用不能となり乙の電気通信設備復旧作業に支障が生じた場合、または乙の管理する電柱、ケーブル等が甲の道路復旧作業に支障を来す場合において、甲乙は、相互の復旧作業が迅速かつ円滑に行えるよう対策の実施に努めるものとする。

2 甲は、乙が電気通信設備復旧のため、甲の管理する道路等の土地に、仮設電柱、ケーブル等の通信設備（以下「仮設電柱等」という。）を設置する必要がある場合は、これを承諾するものとする。

3 乙は、復旧の進捗により仮設電柱等が不要となった場合は、乙の負担により原状に復するものとする。

4 甲は、乙が緊急に仮設電柱等の工事を行う場合において、甲に対する許認可申請書類の提出にいとまがないと認められるときは、乙がその旨を口頭等の簡易な方法で甲に連絡することにより許認可の申請があったものとみなす。この場合、乙は事後速やかに許認可申請書類を提出するものとする。

（復旧拠点・資材置場等の確保に対する協力）

第5条 甲は、乙の電気通信設備復旧に必要な拠点、資機材置場、駐車場およびヘリポート等の確保にあたっては、乙の要請に協力するものとする。

(平常時の活動)

第6条 甲乙は、この協定に定める事項の円滑な推進に資するため、平常時から緊密に連携し情報交換および問題点把握等に努めるものとする。

(連絡責任者)

第7条 甲乙は、要請および協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を選任するものとする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項および本協定の定めについて疑義が生じた場合は、その都度、甲および乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

本協定締結の証として本書を2通作成し、甲乙記名捺印のうえ、各自その1通を保有する。

平成26年//月/△日

甲 大月町
代表者

大月町長

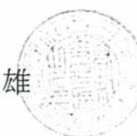
岡田 順



乙 高知市帯屋町二丁目5番11号

西日本電信電話株式会社 高知支店
支店長

有馬 義雄



資料 2 2 ダム放流警報の方法について

ダムから放流を開始する場合及び試験湛水に伴う放流を行う場合(ダム完成後においては予備放流を行う場合とする。)は、次のような放流警報を行います。

(1) 関係機関に通知する方法

通知等を行う場合		関係機関	通知の時期
ダムから放流を開始する場合	放流管バルブから放流する場合	別表のとおり	放流を開始する 1 時間前
	コンジットゲートから放流する場合		
試験湛水に伴う放流を行う場合 (ダム完成後においては予備放流を行う場合とする。)			

(2) 一般の人に周知する方法(放流警報)

範囲	警報の方法	時期	サイレンの鳴し方
ダム地点から 川合流点まで	サイレン スピーカー 警報車	ダム地点から 川合流点 までの 3 箇所の警報所は 放流を開始する約 30 分前 及び放流直前に行く。それ 以外の警報所はダムから 放流した水が到達する約 30 分前に行く。	1 分 15 秒 1 分   吹鳴 休み 吹鳴 れいめい れいめい
ダム地点から ダムまで	サイレン スピーカー (ダムから川まで) 警報車		
ダム地点から 川河口まで	サイレン スピーカー 警報車		

資料 2 3 消防団及び消防分団管轄区域表

消防団及び分団名	設置場所	担当区域	定数
本部	大月町役場内	大月町全域	3 名
第 1 分団	〃 弘見郷	弘見、添ノ川、芳ノ沢、鉾土、清王、竜ヶ迫、泊浦地区全域	45 名
第 2 分団	〃 橘浦	橘浦、安満地地区全域	30 名
第 3 分団	〃 柏島	柏島、一切地区全域	35 名
第 4 分団	〃 古満目	古満目、平山、頭集地区全域	36 名
第 5 分団	〃 西泊	西泊、檜ノ浦、周防形、赤泊地区全域	32 名
第 6 分団	〃 姫ノ井	姫ノ井、唐岩、春遠地区全域	32 名
第 7 分団	〃 才角	才角、大浦、月ヶ丘、小才角地区全域	40 名
合計		本部 1、分団 7	253 名

資料 2 4 指定緊急避難場所・指定避難所一覧表

(令和 2 年 4 月 1 日現在)

名称	住所		地震・津波		風水害	
	北緯	東経	指定緊急避難場所	指定避難所	指定緊急避難場所	指定避難所
旧大月町清掃センター	大月町弘見3795-45		○			
	N32-51-45.26	E132-43-12.7				
馬路地区墓地	大月町弘見3794-3		○			
	N32-51-51.05	E132-43-11.22				
芝岡忠彰邸付近	大月町弘見870		○			
	N32-50-59.08	E132-42-46.5				
谷タバコ乾燥場	大月町弘見610		○			
	N32-51-09.55	E132-42-03.0				
田城集会所	大月町弘見3818-1		○		○	
	N32-51-20.94	E132-42-56.0				
添ノ川集会所	大月町添ノ川272		○		○	
	N32-51-02.09	E132-43-32.69				
谷和典タバコ乾燥場	大月町弘見669		○			
	N32-50-57.45	E132-41-48.4				
弘見体育館	大月町弘見1058		○	○	○	○
	N32-50-45.0	E132-42-25.14				
大月町農村環境改善センター	大月町弘見2018-1				○	○
	N32-50-45.06	E132-42-32.09				
柿本邸付近	大月町弘見891-5		○			
	N32-50-56.8	E132-42-42.83				
大月町役場	大月町弘見2230				○	
	N32-50-29.47	E132-42-25.27				
芝集会所	大月町弘見1397-6		○		○	
	N32-50-48.2	E132-42-44.24				
大月小学校	大月町弘見2406-1		○	○	○	○
	N32-50-10.00	E132-42-51.9				
大月中学校	大月町弘見2400		○	○	○	○
	N32-50-14.88	E132-42-49.9				
郷集会所	大月町弘見4038		○			
	N32-50-34.66	E132-42-33.89				

名称	住所		地震・津波		風水害	
	北緯	東経	指定緊急避難場所	指定避難所	指定緊急避難場所	指定避難所
ふれあいパーク大月	大月町弘見2610		○	○	○	○
	N32-49-39.91	E132-42-32.61				
亀尾集会所	大月町弘見2789		○		○	
	N32-49-56.84	E132-42-19.27				
長沢集会所	大月町弘見3046-2		○		○	
	N32-50-20.54	E132-41-46.1				
集落入口広場	大月町弘見3742		○			
	N32-49-42.6	E132-40-31.75				
笠木集会所	大月町弘見3487-5		○			
	N32-50-40.78	E132-42-0.96				
大駄場集会所	大月町弘見4303		○			
	N32-50-48.77	E132-41-37.32				
加藤邸前	大月町清王645		○			
	N32-49-01.96	E132-43-36.39				
清王集会所	大月町清王233-2		○			
	N32-49-26.68	E132.43-06.29				
鉾土集会所	大月町鉾土609-1		○		○	
	N32-49-11.52	E132-42-19.4				
宮崎牧場付近	大月町芳ノ沢1893-4		○			
	N32-50-58.13	E132-41-13.08				
旧芳ノ沢小学校グラウンド	大月町芳ノ沢1222		○			
	N32-51-11.65	E132-41-28.13				
立集会所	大月町頭集407-1		○		○	
	N32-48-26.0	E132-41-46.12				
頭集老人憩いの家	大月町頭集289-1		○		○	
	N32-48-07.75	E132-41-14.91				
宮崎克明邸裏山	大月町頭集663-4		○			
	N32-47-44.03	E132-41-03.93				
浦尻避難所	大月町平山		○			
	N32-47-43.79	E132-40-51.44				

名称	住所		地震・津波		風水害	
	北緯	東経	指定緊急避難場所	指定避難所	指定緊急避難場所	指定避難所
ふれあい公園	大月町平山362-3		○		○	
	N32-47-39.37	E132-40-28.58				
山下邸付近	大月町平山19		○			
	N32-47-37.25	E132-40-49.31				
武田加代子邸付近	大月町平山360-2		○			
	N32-47-45.53	E132-40-37.37				
忠魂墓地	大月町古満目340-1		○			
	N32-47-20.3	E132-41-04.85				
八幡宮	大月町古満目337		○			
	N32-47-16.74	E132-41-12.0				
あじろ山	大月町古満目187		○			
	N32-47-19.6	E132-41-24.94				
遠見山	大月町古満目38		○			
	N32-47-21.45	E132-41-31.39				
天満宮	大月町古満目335		○			
	N32-47-22.7	E132-41-28.84				
水主組合事務所	大月町古満目142-5				○	
	N32-47-23.65	E132-41-24.93				
古満目地区交流センター	大月町古満目85				○	
	N32-47-24.11	E132-41-31.13				
旧柏島小学校跡地	大月町柏島297		○		○	
	N32-46-17.25	E132-37-28.29				
田中氏畑	大月町柏島673		○			
	N32-45-53.3	E132-37-46.23				
山の神	大月町柏島692-1		○			
	N32-46-01.21	E132-37-54.63				
フィンハウスの畑	大月町柏島		○			
	N32-45-54.43	E132-37-52.01				
石碑前避難所	大月町柏島		○			
	N32-46-03.89	E132-38-36.44				

名称	住所		地震・津波		風水害	
	北緯	東経	指定緊急避難場所	指定避難所	指定緊急避難場所	指定避難所
柏島公民館	大月町 柏島9				○	
	N32-46-18.95	E132-37-40.78				
バス駐車場	大月町一切214-2		○			
	N32-46-56.02	E132-38-22.5				
旧一切小学校体育館	大月町一切175		○		○	
	N32-46-59.65	E132-38-17.33				
中野正史邸上	大月町一切211-3		○			
	N32-46-57.35	E132-38-33.78				
ダイビング中山上	大月町一切70		○			
	N32-47-17.03	E132-38-44.1				
安満地体育館	大月町安満地350-1		○		○	
	N32-48-01.52	E132-39-28.36				
お寺	大月町安満地324		○			
	N32-47-59.54	E132-39-25.15				
釜ノ谷	大月町安満地195		○			
	N32-48-05.03	E132-39-11.81				
中山	大月町安満地181		○			
	N32-48-06.08	E132-39-09.57				
泊崎	大月町安満地		○			
	N32-48-11.36	E132-39-06.38				
蜂の巣防火水槽	大月町安満地81		○			
	N32-47-56.62	E132-38-59.37				
安満地地区防災活動センター	大月町安満地350-1		○		○	
	N32-45-58.69	E132-45-54.58				
今城池	大月町橋浦		○			
	N32-49-40.11	E132-39-15.42				
エビス鼻	大月町橋浦403		○			
	N32-49-32.93	E132-39-15.3				
寺屋敷	大月町橋浦344-1		○			
	N32-49-27.41	E132-39-16.77				

名称	住所		地震・津波		風水害	
	北緯	東経	指定緊急避難場所	指定避難所	指定緊急避難場所	指定避難所
宮山	大月町橘浦566		○			
	N32-49-21.87	E132-39-17.47				
奥	大月町橘浦208		○			
	N32-49-22.1	E132-39-22.43				
坂本邸上	大月町橘浦206		○			
	N32-49.19.19	E132-39-24.26				
赤岸	大月町橘浦175		○			
	N32-49-20.83	E132-39-28.8				
水源地	大月町橘浦70-1		○			
	N32-49-28.53	E132-39-36.1				
山本邸上	大月町橘浦21		○			
	N32-50-04.55	E132-39-58.56				
旧橘浦小学校	大月町橘浦159-3				○	
	N32-49-24.76	E132-39-25.87				
稲荷神社	大月町橘浦492		○			
	N32-49-27.26	E132-39-18.66				
橘浦集会所	大月町橘浦247-2				○	
	N32-49-25.98	E132-39-21.22				
ムネン峠	大月町泊浦107		○			
	N32-50-40.81	E132-40-28.24				
竜王山	大月町泊浦116		○			
	N32-50-34.96	E132-40-30.29				
山口邸上	大月町泊浦146		○			
	N32-50-36.3	E132-40-36.56				
クボタ	大月町泊浦391-4		○			
	N32-50-33.77	E132-40-42.36				
地藏バナ降り口	大月町芳ノ沢1929-12		○			
	N32-52-46.58	E132-41-34.14				
タツチ入口	大月町芳ノ沢1923-13		○			
	N32-53-00.0	E132-41-56.02				

名称	住所		地震・津波		風水害	
	北緯	東経	指定緊急避難場所	指定避難所	指定緊急避難場所	指定避難所
白皇神社	大月町芳ノ沢1750		○			
	N32-51-44.7	E132-41-59.24				
坂本谷入口	大月町芳ノ沢134		○			
	N32-52-07.47	E132-41-52.81				
本村集会所	大月町芳ノ沢760-1		○		○	
	N32-51-39.16	E132-42-12.21				
竜ヶ迫集会所	大月町龍ヶ迫1528-66		○		○	
	N32-51-50.27	E132-40-12.26				
西ホドオカ	大月町小才角601		○			
	N32-45-27.9	E132-46-58.0				
地藏山	大月町小才角663		○			
	N32-45-39.6	E132-46-58.62				
貯水槽	大月町小才角385		○			
	N32-45-38.93	E132-47-05.53				
コンピラ宮	大月町小才角800-1		○			
	N32-45-33.12	E132-47-04.55				
脇ノ川	大月町小才角802		○			
	N32-45-25.04	E132-47-16.58				
松崎	大月町才角1697-1		○			
	N32-45-55.44	E132-46-10.51				
中前	大月町才角466		○			
	N32-46-08.79	E132-46-04.62				
寺前	大月町才角532-ロ		○			
	N32-46-16.72	E132-46-05.72				
中ヶ市	大月町才角1622		○			
	N32-46-25.99	E132-46-03.75				
八幡山	大月町才角1651		○			
	N32-46-16.99	E132-45-54.0				
下西ノ地	大月町才角614		○			
	N32-46-07.34	E132-45-49.91				

名称	住所		地震・津波		風水害	
	北緯	東経	指定緊急避難場所	指定避難所	指定緊急避難場所	指定避難所
桜公園	大月町才角1676		○			
	N32-45-58.69	E132-45-54.58				
国営農地分岐	大月町才角1777		○			
	N32-46-23.42	E132-44-58.31				
配水タンク付近	大月町大浦1759-ツ		○		○	
	N32-45-31.17	E132-45-40.0				
休場	大月町大浦1754-40		○			
	N32-45-36.44	E132-45-37.45				
巾着山	大月町大浦1424-28		○			
	N32-45-29.56	E132-45-47.46				
中地	大月町大浦1730		○			
	N32-45-40.16	E132-45-43.11				
倉ヶ谷	大月町大浦1717		○			
	N32-45-37.74	E132-45-49.27				
タビラ	大月町才角1008		○			
	N32-45-45.8	E132-46-01.01				
上ヶ市	大月町赤泊140		○			
	N32-47-04.91	E132-44-10.63				
音無神社	大月町赤泊629		○			
	N32-47-01.61	E132-44-11.3				
赤泊集会所	大月町赤泊133				○	
	N32-47-1.28	E132-44-12.87				
檜西体育館	大月町西泊437-1		○			
	N32-47-00.42	E132-43-43.50				
金刀比羅宮	大月町西泊713		○			
	N32-46-50.11	E132-43-47.99				
北村邸奥	大月町西泊379		○			
	N32-46-52.52	E132-43-50.48				
中山造成地	大月町西泊718-1		○			
	N32-46-48.79	E132-43-54.38				

名称	住所		地震・津波		風水害	
	北緯	東経	指定緊急避難場所	指定避難所	指定緊急避難場所	指定避難所
檜西地区防災活動センター	大月町西泊437-1		○		○	
	N32-47-00.50	E132-43-42.68				
お大師さん	大月町檜ノ浦372		○			
	N32-47-12.73	E132-43-44.09				
岩越正友邸裏山	大月町檜ノ浦63		○			
	N32-47-14.57	E132-43-35.88				
奥田学美氏畑	大月町檜ノ浦313		○			
	N32-47-15.95	E132-43-33.82				
どんぐり公園	大月町檜ノ浦		○			
	N32-47-17.15	E132-43-24.54				
エコロジーキャンプ場	大月町周防形500		○		○	
	N32-48-01.1	E132-42-45.94				
ホテルベルリーフ大月	大月町周防形404		○		○	
	N32-47-56.62	E132-42-48.18				
岩井崎	大月町周防形404-2		○			
	N32-47-47.39	E132-42-50.66				
サカントウ	大月町周防形402-1		○			
	N32-47-59.94	E132-42-57.64				
西平山	大月町周防形393-イ		○			
	N32-48-05.48	E132-43-04.15				
焼野	大月町周防形403-38		○			
	N32-48-11.72	E132-43-09.19				
東平山墓地所	大月町周防形365-1		○			
	N32-48-06.46	E132-43-12.47				
東平山	大月町周防形379		○			
	N32-48-01.88	E132-43-10.65				
白皇山	大月町周防形377		○			
	N32-47-58.67	E132-43-09.73				
長谷道	大月町周防形366		○			
	N32-47-51.43	E132-43-09.73				

名称	住所		地震・津波		風水害	
	北緯	東経	指定緊急避難場所	指定避難所	指定緊急避難場所	指定避難所
周防形屯所	大月町周防形286-1		○		○	
	N32-48-08.17	E132-42-36.97				
東部グラウンド	大月町姫ノ井1668		○			
	N32-47-29.96	E132-44-49.66				
ふる里センター	大月町姫ノ井1414-1		○			
	N32-47-59.5	E132-44-08.67				
姫ノ井体育館	大月町姫ノ井882		○	○		
	N32-47-36.9	E132-44-24.47				
東部体育館	大月町姫ノ井235-1		○	○	○	○
	N32-47-21.52	E132-45-00.1				
老人福祉センター	大月町姫ノ井208-1		○		○	
	N32-47-24.59	E132-45-04.53				
唐岩集会所	大月町姫ノ井1856		○		○	
	N32-47-58.01	E132-44-59.98				
大浦地区防災活動センター	高知県幡多郡大月町大浦1756-3		○		○	
	N32-45-30.45	E132-45-46.74				
平山地区防災活動センター	高知県幡多郡大月町平山362-12		○		○	
	N32-47-37.07	E132-40-48.52				
柏島地区防災活動センター	高知県幡多郡大月町柏島262-1		○		○	
	N32-46-20.09	E132-37-30.65				
1班川波(修)家付近	高知県幡多郡大月町春遠1543-18		○			
	N32-49-15.81	E132-43-57.18				
2班福島家付近	高知県幡多郡大月町春遠885		○			
	N32-49-16.02	E132-44-53.96				
3班堀本家付近	高知県幡多郡大月町春遠356		○			
	N32-49-8.63	E132-44-49.31				
4班渡辺入鶴家付近	高知県幡多郡大月町春遠393		○			
	N32-49-2.59	E132-44-57.28				
5班田邊家付近	高知県幡多郡大月町春遠160-2		○			
	N32-48-44.27	E132-45-17.36				
6班渡辺隆盛家付近	高知県幡多郡大月町春遠98		○			
	N32-48-44.52	E132-45-26.88				
7班白皇神社前広場	高知県幡多郡大月町春遠1430-1		○			
	N32-48-39.17	E132-45-36.54				

資料 2 5 災害救助法適用基準

災害救助法は、次のいずれかに該当する場合に適用される。

- (1) 市町村における住家の被害が、次の表に掲げる人口に応じた滅失世帯数に達したとき。

市町村の人口		被害世帯数
5,000人未満		30世帯以上
5,000人以上	15,000人未満	40 〃
15,000人以上	30,000人未満	50 〃
30,000人以上	50,000人未満	60 〃
50,000人以上	100,000人未満	80 〃
100,000人以上	300,000人未満	100 〃
300,000人以上		150 〃

- (2) 県内の滅失世帯数が 1,000 世帯以上であって、市町村の滅失世帯数が、(1)の滅失世帯数の 2 分の 1 に達したとき。

- (3) 県内の滅失世帯数が 5,000 世帯以上に達したとき。

- (4) 当該災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする次のような特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。

ア．被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、次の基準に該当すること。

ア．災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

イ．被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

※滅失世帯数の算定方法

被害の程度	算定単位
住家が全壊、全焼または流出した世帯	1
住家が半壊、半焼した世帯	2 世帯をもって 1 とする
住家が床上浸水または土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯	3 世帯をもって 1 とする

資料 2 6 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

(1) 救助の程度、方法及び期間

救助の種類	対象	支出費目	費用の限度額	期間	備考
避難所の 供与	現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容する。	設置、維持及び管理のための次の経費 1. 賃金職員等雇用費 2. 消耗器材費 3. 建物の使用謝金 4. 器物の使用謝金、借上げ費又は購入費 5. 光熱水費 6. 仮設便所等の設置費	1. 基本額 ・ 1人1日当たり300円 2. 加算額 ・ 冬季は知事が別に定める額を加算する ・ 高齢者等を収容するための福祉避難所を設置した場合は、高齢者等への特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる	災害発生の日から7日以内	1. 輸送費は別途計上 2. 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を得難いときは、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施する。
応急仮設 住宅の供 与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者(世帯単位)	1. 設置基準戸数は全壊(焼)又は流失した世帯の3割以内 2. 整地費、建築費、附帯工事人夫賃、輸送費、建築事務費等	1. 規格は1戸当たり29.7㎡(9坪)を基準とする 2. 限度額は1戸当たり2,401,000円とする 3. 世帯人員に応じて基準面積、限度額の特別基準を設置する。	災害発生の日から20日以内着工し、供与期間は2年以内とする	1. 基準面積は平均1戸当たり29.7㎡であればよい。 2. 県外よりの輸送費は別枠とする。
炊出しその他による 食品の 給与	1. 避難所に収容された者 2. 住家に被害を受けて炊事のできない者 3. 住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者	主食費、副食費、燃料費、雑費(器物の使用謝金、消耗品の購入費)	1. 1人1日当たり1,010円以内 2. 被災地から縁故先(遠隔地)等に一時避難する場合3日分支給可(大人、小人の差別なし)	災害発生の日から7日以内	給食給与のため総経費を延給食人員で除した金額が限度額以内であればよい。

救助の種類	対象	支出費目	費用の限度額	期間	備考
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること)	1. 水の購入費 2. 給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上げ費、修繕費及び燃料費 3. 浄水用の薬品及び資材費	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人夫賃は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	1. 全半壊(焼)、流失、床上浸水、船舶の遭難等により生活上必要な被服寝具その他生活必需品をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者(世帯単位) 2. 死亡者、転出者は除く	被災者の実情に応じて、次の品目の範囲内とする 1. 被服、寝具及び身廻品 2. 日用品 3. 炊事用具及び食器 4. 光熱材料	季別及び世帯区分により、別表1の範囲内とする。	災害発生の日から10日以内	1. 備蓄物資の価格は、年度当初の評価額 2. 現物給付に限ること。
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1. 診察 2. 薬剤又は治療材料の支給 3. 処置、手術その他の治療及び施術 4. 病院又は診療所への収容 5. 看護	1. 救護班 使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費 2. 病院又は診療所 国民健康保険の診療報酬の額 3. 施術者 協定料金の額	災害発生の日から14日以内	1. 原則として救護班が行う。 2. 急迫した事情があってやむを得ない場合は、病院又は診療所で行うことができる。 3. 患者等の移送費は別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(死産及び流産をする状態にある者を含む)	1. 分べんの介助 2. 分べん前及び分べん後の処置 3. 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料	1. 救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費 2. 助産婦による場合は慣行料金の8割以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦の移送費は別途計上

救助の種類	対象	支出費目	費用の限度額	期間	備考
災害にかかった者の救出	1. 現に生命、身体が危険な状態にある者 2. 生死不明の状態にある者	舟艇その他救出のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1. 期間内に生死が明らかにならない場合は以後「死体の捜索」として取扱う 2. 輸送費、人夫賃は別途
災害にかかった住宅の応急修理	1. 住家が半壊(焼)し自らの資力により応急修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者(世帯単位)	1. 修理用原材料費労務賃、材料輸送費、工事事務費等一切の経費を含む 2. 半壊(焼)世帯数の3割の範囲内	1. 居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最少限度の部分に対し、現物をもって行う 2. 1世帯当たり520,000円以内	災害発生の日から1か月以内	実情に応じ市町村相互間において対象数の融通ができる。
障害物の除去	居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住することができない状態にあり、かつ、自らの資力では障害物を除去することができない者	1. ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上げ費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇用費等 2. 半壊、床上浸水世帯の1割5分内	1世帯当たり133,900円以内	災害発生の日から10日以内	実情に応じ市町村相互間において対象数の融通ができる。
生業に必要な資金の貸与	次の双方に該当する者 1. 住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯 2. 生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者	生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用	1. 生業費 1件当たり 3万円 2. 就職支度費 1件当たり 15,000円	災害発生の日から1月以内	1. 貸付け条件は次のとおりとする ・ 貸与期間：2年以内 ・ 利子：無利子 2. 別途設けられている生活福祉資金貸付制度による資金の活用を図る。

救助の種類	対象	支出費目	費用の限度額	期間	備考
学用品の 給与	住家の全壊(焼)流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品をそう失又はき損し就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1. 教科書(教材を含む) 2. 文房具 3. 通学用品	1. 教科書代 ・ 小学校児童及び中学校生徒：教科書の発行に関する臨時措置法第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用しているものを給与するための実費 ・ 高等学校等生徒：正規の授業で使用する教材を給与するための実費 2. 文房具費及び通学用品費 ・ 小学校児童：1人当たり4,100円 ・ 中学校生徒：1人当たり4,400円 ・ 高等学校等生徒：1人当たり4,800円	1. 教科書：災害発生の日から1か月 2. 文房具及び通学用品：災害発生の日から15日	1. 各人ごとに限度額以内 2. 備蓄物資は評価額 3. 入進学時の場合は個々の実情に応じ支給する。
死体の捜索	現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上げ費又は購入費、修繕費及び燃料費	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	輸送費、人夫賃は別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者	1. 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 2. 死体の一時保存 3. 検案	1. 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置：1体当たり3,300円 2. 死体の一時保存 ・ 既存建物を利用するとき：当該施設の借上げ費について通常の実費 ・ 既存建物を利用できないとき：1体当たり5,000円 3. 検案が救護班によることができない場合：当該地域の慣行料金	災害発生の日から10日以内	1. 検案は原則として救護班が行う 2. 輸送費、人夫賃は別途計上 3. 死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算することができる

救助の種類	対象	支出費目	費用の限度額	期間	備考
埋葬	災害の際死亡した者について、実際に埋葬を実施する者	1. 棺(付属品を含む) 2. 埋葬又は火葬(賃金職員等雇用費を含む) 3. 骨つば及び骨箱	1. 大人(12歳以上): 一体当たり 201,000円 2. 小人(12歳未満): 一体当たり 160,800円	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
障害物の除去	居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住することができない状態にあり、かつ、自らの資力では当該障害物を除去することができない者	1. ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上げ費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇用費等 2. 半壊、床上浸水世帯の1割5分内	1世帯当たり133,900円以内	災害発生の日から 10日以内	実情に応じ市町村相互間において対象数の融通ができる。
輸送費及び人夫賃	1. 被災者の避難 2. 医療及び助産 3. 災害を受けた者の救出 4. 飲料水の供給 5. 死体の搜索 6. 死体の処理 7. 救済用物資の整理配分		当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

(2) 実費弁償の基準

従事命令の対象者	実費弁償の基準	
1. 医師、歯科医師又は薬剤師 2. 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 3. 土木技術者又は建築技術者 4. 大工、左官又はとび職	【日当】	
	対象	1人1日当たりの金額
	医師及び歯科医師	23,600 円
	薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士	15,100 円
	保健師、助産師、看護師及び准看護師	14,400 円
	救急救命士	14,000 円
	土木技術者及び建築技術者	15,800 円
	大工	15,000 円
	左官	14,800 円
	とび職	14,300 円
5. 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 6. 鉄道事業者及びその従業者 7. 軌道経営者及びその従業者 8. 自動車運送事業者及びその従業者 9. 船舶運送業者及びその従業者 10. 港湾運送業者及びその従業者	【時間外勤務手当】 職種ごとに日当の額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。 【旅費】 職種ごとに日当の額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して、職員の旅費に関する条例(昭和29年高知県条例第36号)の規定の例により定める額以内とする。	

別表 1 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の限度額

被害の程度	季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人 当たりの加算 額
全壊、全 焼、流失	夏季	17,200 円	22,200 円	32,700 円	39,200 円	49,700 円	7,300 円
	冬季	28,500 円	36,900 円	51,400 円	60,200 円	75,700 円	10,400 円
半壊、半 焼、床上浸 水	夏季	5,600 円	7,600 円	11,400 円	13,800 円	17,400 円	2,400 円
	冬季	9,100 円	12,000 円	16,800 円	19,900 円	25,300 円	3,300 円

※夏季：4月1日から9月30日まで

冬季：10月1日から3月31日まで

資料 2 7 災害時における応急食糧米穀の配給に関する協定書

協 定 書

災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領(昭和61年2月10日付け、61食糧第120号(需給・経理)食糧庁長官通達)に基づく、災害救助用米穀に関する高知食糧事務所長と高知県知事の協定は次のとおりとする。

(災害救助用米穀の引渡し要請)

- 1 知事は、災害救助法が発動された場合、所長に対して災害救助用米穀の緊急引渡しを要請することができるものとする。

また、市町村長は、交通、通信の途絶のため、災害救助用米穀の引取りに関する知事の指示を受け得ない場合には、災害救助法発動期間中に緊急に引渡し指示を受ける必要のある数量の災害救助用米穀について、食糧事務所支所長(以下「支所長」という。)又は、政府所有食糧を保管する倉庫(以下「倉庫」という。)の責任者に対して直接引渡しを要請することができるものとする。

(災害救助用米穀の買受け)

- 2 知事は1により自らが直接災害救助用米穀の引渡しを受けた場合および当該市町村長が災害救助用米穀の引渡しを受けた場合には、当該米穀の全数量について所定の価格により買い受けるものとする。

(災害救助用米穀の価格)

- 3 2の所定の価格は食糧管理法第4条第4項に基づく告示価格とする。

(災害救助用米穀の売買代金の納付)

- 4 災害救助用米穀の売買代金の納付については、30日以内の延納とし、担保および金利は徴しないものとする。

(災害救助用米穀)

- 5 災害救助用米穀として引渡しを行うものは正品に限るものとし、事故品(損傷品等)の引渡しは、行わないものとする。

ただし、知事又は知事の指定する者(知事又は市町村長が取扱者として指定した卸業者等をいう。以下「引取人」という。)が当該事故品の損傷等の程度が軽微であり、災害救助用米穀として適当であると認めた場合であって、当該倉庫に在庫する正品の不足を補うため知事又は引取人から引渡しの要請があったときは、当該米穀を引渡すことができるものとする。

この協定成立の証として本書2通を作成し、おのおの1通を保有するものとする。

昭和62年3月13日

高 知 県 知 事

印

高 知 食 糧 事 務 所 長

印

付 則

この協定により所長は管下の支所長および食糧庁指定倉庫業者に、また知事は市町村長に対し協定内容等を周知徹底させておくものとする。

資料 2 8 食糧品店・主食(米穀)登録販売業者

(1) 町内食料品店

(令和 2 年 4 月 1 日現在)

商店屋号	経営者	住 所	電 話	備 考
森岡商店	森岡 忠芳	大月町添ノ川 15-1	73-1023	
浜田精肉店	浜田 和美	大月町弘見 1387-1	73-1219	
久米ショッピング	久米 秀弘	大月町弘見 1381-5	73-0266	
有田有為堂	有田 豊	大月町弘見 2108-1	73-0022	
ママショッピングセンター	松田 正典	大月町弘見 1690	73-0024	
河野米穀店	河野 信行	大月町弘見 2176-1	73-0025	
佐々山商店	佐々山和子	大月町弘見 1594	73-0007	
高知県農協大月支所	佐藤 満	大月町弘見 2045-2	73-1141	
くりはらコモンズ大月店	坂井 義延	大月町弘見 2039-1	73-0501	
ローソン大月店	篠原 進二	大月町弘見 4131-1	73-1001	
ふれあいパーク・大月	岡田 順一	大月町弘見 2610	73-1610	
市原商店	市原 泰	大月町平山 13-33	72-1220	
森下商店	森下 利和	大月町柏島 8	76-0007	
松本商店	松本 健二	大月町柏島 635-5	76-0324	
河野商店	河野 末博	大月町柏島 23-口	76-0018	
日根居商店	日根居 隆	大月町柏島 24	76-0022	
東商店	東 文子	大月町姫ノ井 1400	74-0557	
石崎商店	石崎 幸夫	大月町姫ノ井 1400-10	74-0939	
沢村商店	沢村八重子	大月町西泊 514-1	74-0212	
二神商店	二神 明義	大月町小才角 631	75-5031	
吉岡商店	吉岡 利昌	大月町大浦 1173	75-5223	
池商店	池 みよこ	大月町周防形 19-1	74-0837	

(2) 主食(米穀)登録販売業者

※業者登録制度の廃止（平成 16 年）に伴い、削除

資料 2 9 応急援護物資交付実施要領(高知県)

○応急援護物資交付実施要領(高知県)

(主旨)

第1条 災害救助法(昭和22年10月18日法律第118号。以下「救助法」という。)の適用を受けない程度の災害によって住家に被害を受け被服、寝具等の家財道具をそう失し日常生活を営むことが困難な場合であって、当該被災者の更生をはかるため市町村において援護措置をとったものに対し、県が必要と認めた場合に、寝具その他生活必需物資(以下「援護物資」という。)を交付する手続き及び基準を定めるものとする。

(被害程度)

第2条 この要領にいう災害とは、自然災害による災害のほか火災等をいい、その被害が救助法の適用を受けない程度の場合であって、次の各号に応じて実施するものとする。

- (1) 救助法施行令第1条第1項の各号に定める適用基準の10パーセント以上の被害が発生した場合
- (2) 救助法施行令第1条第1項の各号に定める適用基準の10パーセント未満の被害が発生した場合であっても、被害者が生活保護世帯またはこれに準ずる世帯であって、特に援護措置が必要と認められる場合

(交付対象世帯)

第3条 現に居住している住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水の被害を受けた世帯であること。

(交付基準)

第4条 援護物資の交付基準は別表のとおりとし、県が備蓄している範囲内で市町村に交付するものとする。

- 2 第2条第1項第2号に該当する場合は前項に準じて交付するものとする。

(交付申請)

第5条 この要領の定めるところにより援護物資の交付を受けようとする市町村長は、別紙様式第1号の災害用応急援護物資交付申請(以下「申請書」という。)を速やかに県に提出するものとする。

- 2 前項の申請にあたって、被災世帯数等確認に時間を要する場合は、申請書に添付する別紙を省略することができる。

(交付決定)

第6条 知事は、前条による申請を受けたときは、速やかに交付の決定を行うものとする。

(受領書)

第7条 県から援護物資を受けとった市町村の担当者は、申請書の受領欄に署名をするものとする。

(援護物資の配分)

第8条 被災者に対する援護物資の配分は、市町村の責任において行うものとする。

(実施報告)

第9条 市町村長は、援護物資の配布が完了したときは、剰余となった援護物資を添えて別記様式第2号の援護物資配布実施完了報告書を速やかに県に提出するものとする。

(援護物資の保管場所)

第10条 援護物資は、保健福祉課及び県の各福祉事務所に保管するものとする。

2 第2条第2号に定める災害にあつては、市町村長は県の福祉事務所長に対し、援護物資の交付に関する申請を行うことができる。この場合にあつては、県の福祉事務所長は、この要領に基づき、援護物資を交付するものとする。

付 則

この要領は、昭和44年4月1日から適用する。

付 則

この要領は、平成7年4月1日から適用する。

付 則

この要領は、平成12年4月1日から適用する。

付 則

この要領は、平成14年10月8日から適用する。

資料 30 町内建設業者等一覧表

(令和 2 年 4 月 1 日現在)

業者名	代表者名		住所	電話番号	FAX 番号
月灘建設(株)	代表取締役	新谷 博	大月町鉾土 604-21	73-1171	73-1427
(株)山本建設	代表取締役社長	山本 誠志	大月町弘見 1366-1	73-1278	73-1371
(有)安田建設工業所	代表取締役	安田 浩二	大月町弘見 1593	73-1505	73-1154
久米建設(株)	代表取締役	久米 秀弘	大月町弘見 1604-1	73-1131	73-1132
長山建設(株)	代表取締役	長山 眸	大月町弘見 1605-イ	73-1152	73-1153
(株)今宮建設	代表取締役	今宮 裕子	大月町口目塚 68-1	74-0631	74-0906
谷口建設(株)	代表者	谷口 和弘	大月町弘見 1803	73-1078	73-1089
(有)晃正工業	代表取締役	長山 泰敏	大月町弘見 1569-1	73-0286	73-1608
(有)ツトム建設	代表取締役	安田 榮恵	大月町弘見 1854	73-0601	62-4167
田中建設	代表者	田中 義一	大月町頭集 643-11	72-1333	72-1333
松田建設(有)	代表取締役	松田 修一	大月町弘見 2337-4	73-0088	73-0088
森下建設(株)	代表者	森下 潤三	大月町頭集 463	72-1372	72-1378
住岡建設	代表者	住岡 求	大月町弘見 119-2	73-0401	73-0419
協業組合テスク	代表理事	池本 成志	宿毛市高砂 5387-122	62-1088	65-7169
(株)四国樹園	代表取締役	中野 生三	大月町弘見 2170-1	73-0270	

資料3 1 大月町における車両

(1) 公用車

(令和3年4月1日現在)

整理番号	部署名	社名	車種	かな	登録 番号	登録年度	初期 登録	車種名
1	総務課	ふそう	200	は	90	H22.3	H22	バス:メルファロイヤルサルーン
2	危機管理課	ダイハツ	480	け	416	H26.5	H26	ハイゼットカーゴ
3	総務課	トヨタ	316	ゆ	1	H19.11	H19	プリウス(交通安全指導車)
4	総務課	トヨタ	300	つ	2280	H21.6	H21	エスティマ(ハイブリッド)
5	総務課	トヨタ	309	と	3	H21.9	H21	プリウス
6	総務課	トヨタ	306	ゆ	5	H21.9	H21	プリウス
7	総務課	トヨタ	334	と	6	H26.6	H26	プリウス PHV
8	総務課	ダイハツ	580	こ	6930	H21.11	H21	エッセ
9	建設環境課	スバル	41	き	6318	H14.6	H14	サンバーバン
10	土地対策室	ダイハツ	480	か	1789	H22.3	H22	ハイゼットカーゴ
11	土地対策室	ダイハツ	580	と	1624	H26.10	H26	ミライース
12	町民福祉課	ダイハツ	580	け	9095	H21.5	H21	ミラ
13	建設環境課	ダイハツ	480	く	8708	H26.2	H25	ハイゼットカーゴ
14	建設環境課	スバル	480	え	9427	H21.11	H21	サンバーバン(4WD)
15	建設環境課	ダイハツ	480	か	2082	H22.3	H22	ハイゼットトラック(水道)
16	建設環境課	ダイハツ	480	き	4560	H24.1	H24	ハイゼットカーゴ(水道)
17	清掃センター	三菱	400	せ	1719	H23.12	H15.9	清掃センター ダンプ
18	産業振興課(水産)	スバル	480	え	9426	H21.11	H21	サンバーバン(4WD)
19	産業振興課	ニッサン	100	さ	5885	H22.4	H12	アトラス
20	産業振興課	ダイハツ	580	せ	862	H23.5	H23	ミラ
21	まちづくり推進課	ダイハツ	480	け	6295	H27.4	H27	ハイゼットカーゴ
22	教育委員会	トヨタ	300	と	6521	H26.3	H25	トヨタ ハイエース
23	教育委員会	ダイハツ	480	け	654	H26.6	H26	ハイゼットカーゴ
24	教育委員会(貸付)	ヒノ	100	さ	5511	H21.3	H21	給食運搬車(大月小学校貸付)
25	教育委員会	ダイハツ	580	は	2472	H30.5	H30	ムーブ
26	保健介護課	ダイハツ	580	こ	6929	H21.11	H21	エッセ
27	保健介護課	ダイハツ	580	さ	9350	H22.8	H22	エッセ
28	保健介護課	ダイハツ	480	え	9261	H21.11	H21	ハイゼット
29	保健介護課	トヨタ	400	す	9893	H22.5	H22	ライトエースバン
30	保健介護課	トヨタ	302	つ	2	H20.4	H20	プリウス
31	大月病院	ダイハツ	50	ぬ	2609	H20.5	H12	ミラジーノ
32	支援センター	ダイハツ	480	え	5682	H21.5	H21	ミラ
33	支援センター	ダイハツ	580	こ	6931	H21.11	H21	エッセ

34	大月荘	トヨタ	500	の	9920	H24.3	H24	ボクシー(リフト付き)
35	大月荘	トヨタ	500	は	3415	H24.8	H24	ヴィッツ
36	大月荘	トヨタ	500	は	2275	H24.6	H24	ヴィッツ(助手席回転)
37	大月病院	トヨタ	500	た	7994	H14.6	H14	カロラフィールダー
38	まちづくり推進課	ダイハツ	580	は	437	H30.4	H30	ミライース(地域おこしリース)
39	まちづくり推進課	ダイハツ	580	は	438	H30.4	H30	ミライース(移住リース)
40	総務課	ダイハツ	580	な	5103	H27.6	H27	ムーブ
41	まちづくり推進課	ダイハツ	480	さ	4978	H30.4	H30	ハイゼットカーゴ(地域おこしリース)
42	教育委員会(貸付)	ダイハツ	480	こ	3750	H28.6	H28	ハイゼットカーゴ(大月中貸付)
43	教育委員会(貸付)	ダイハツ	480	こ	3751	H28.6	H28	ハイゼットカーゴ(大月小貸付)
44	町民福祉課	ダイハツ	580	ふ	2484	R1.9	R1	ミライース(児童見守りリース)
45	教育委員会	スズキ	580	ね	6240	H29.5	H29	ワゴンR
46	公民館	スズキ	480	こ	9334	H29.5	H29	エブリイ(公民館貸付)
47	総務課	マツダ	400	せ	8103	H29.7	H29	ボンゴトラック
48	教育委員会(貸付)	三菱	200	あ	16	H7.6	H7	
49	教育委員会(貸付)	三菱	200	あ	17	H7.6	H7	
50	保健介護課	トヨタ	513	せ	7	H29.12	H29	アクア(ハイブリッド)
51	総務課	トヨタ	518	ぬ	8	H31.2	H31	アクア(ハイブリッド)
52	大月病院	トヨタ	500	ま	5833	H22.3	H31	パッソ
53	大月病院	スズキ	580	ひ	4326	H31.3	H31	ワゴンR
54	大月病院	スズキ	580	ひ	4327	H31.3	H31	ワゴンR
55	保健介護課	スズキ	580	は	1936	H30.5	H30	アルト
56	建設環境課	スズキ	480	さ	6717	H30.7	H30	キャリイ
57	教育委員会	ニッサン	500	ま	5708	H24.3	H31	セレナ
58	教育委員会	ニッサン	300	ぬ	1289	H23.3	H31	キャラバン
59	まちづくり推進課	ダイハツ	480	す	1844	H31.5	H31	ハイゼットカーゴ
60	建設環境課	ダイハツ	480	さ	8434	H30.11	H30	ハイゼットカーゴ(リース)
61	建設環境課	ダイハツ	480	さ	8435	H30.11	H30	ハイゼットカーゴ(リース)
62	まちづくり推進課	ダイハツ	580	ほ	3332	R2.5	R2	ミライース(地域おこしリース)
63	税務課	ダイハツ	480	す	8473	R2.7	R2	ハイゼットカーゴ
64	総務課	トヨタ	536	も	10	R2.12	R2	アクアハイブリット
65	消防(団本部)	三菱	800	さ	6159	H22.2	H22	大月町 バジェロ
66	消防(一部)	ニッサン	88	す	5881	H10.10	H10	幡多西部
67	消防(泊浦部)	ニッサン	800	さ	2030	H13.2	H13	幡多西部
68	消防(柏島部)	ニッサン	800	さ	3770	H16.1	H16	大月町
69	消防(檜ノ浦部)	三菱	880	あ	6	H17.2	H17	大月町
70	消防(弘見部)	ニッサン	800	さ	4486	H17.9	H17	大月町

71	消防(古満目部)	ニッサン	800	さ	5364	H19.11	H19	大月町
72	消防(大浦部)	ニッサン	800	さ	5653	H20.9	H20	大月町
73	消防(大月分署)	トヨタ	832	ま	119	H20.12	H20	大月町(高規格救急車)
74	消防(西泊部)	ニッサン	800	さ	5966	H21.8	H21	大月町
75	消防(弘見部)	いすゞ	800	さ	6224	H22.3	H22	総務省消防庁
76	消防(小才角部)	ニッサン	833	ひ	119	H24.12	H24	大月町 ELF
77	消防(竜ヶ迫部)	ダイハツ	883	う	119	H25.12	H25	大月町
78	消防(橋浦部)	トヨタ	800	ふ	3	H26.11	H26	大月町
79	消防(団本部)	スズキ	883	い	911	R1.9	R1	大月町
80	消防(姫ノ井部)	トヨタ	800	さ	7875	H27.11	H27	大月町
81	消防(春遠部)	トヨタ	800	さ	8163	H28.12	H28	大月町 ダイナ
82	消防(安満地部)	トヨタ	800	さ	8412	H30.1	H30	大月町 ダイナ
83	消防(大月分署)	日野	830	さ	2912	H29.12	H29	幡多西部管理
84	消防(団本部)	ニッサン	880	あ	1008	H30.12	H30	大月町 クリッパー
85	消防(中央部)	トヨタ	800	さ	8655	H30.12	H30	大月町 ダイナ
86	消防(才角部)	トヨタ	800	さ	8879	R1.11	R1	大月町 ダイナ
87	消防(周防形部)	トヨタ	800	さ	9122	R2.10	R2	大月町 ダイナ
	教育委員会(貸付)	ヒノ	200	か	31	H13.3	H13	スクールバス(西南交通貸付)
	教育委員会(貸付)	ヒノ	200	か	32	H13.3	H13	スクールバス(西南交通貸付)
	教育委員会(貸付)	ヒノ	200	あ	55	H21.3	H21	スクールバス(西南交通貸付)

(2) 内民間所有バス、タクシー ※定員に運転手は含んでいない

会社名	連絡先	車種	台数	定員	備考
大堂観光ハイヤー	72-1311	タクシー	2	5	
		ジャンボ	1	9	

(3) 海上輸送手段

民間舟艇	動力船	無動力船
830 隻	450 隻	380 隻

(4) ヘリコプター発着場

名 称	所在地		発着場面積
	北緯	東経	
弘見場外ヘリポート	弘見字小山 4163-262		25×25 m
	N32-50-26. 62	E132-42-15. 50	
大月町町民総合グラウンド	弘見字七本木2570		110×100 m
	N32-50-03. 01	E132-42-42. 22	
かしわじまヘリポート	柏島字天神ノ下262-1		20×20 m
	N32-46-17. 52	E132-37-30. 58	

資料３２ 災害派遣に関する高知県知事と陸上自衛隊第２混成団施設隊長との協定書

高知県知事(以下「知事」という。)と陸上自衛隊第２混成団施設隊長(以下「隊長」という。)との間に災害派遣に関し、その要請の適正と円滑な運営を期するため、この協定を締結するものとする。

(自衛隊の任務の周知徹底)

第１条 知事は、自衛隊の実施する災害派遣の目的、精神を平時より関係公共機関に周知徹底し、災害派遣要請の適正を期するものとする。

(平時における情報の収集)

第２条 知事は、災害に関し資料を提供するとともに、自衛隊が行う情報収集活動に対して積極的な援助を行うものとする。

(知事が行う訓練の支援)

第３条 施設隊長は、知事が実施する災害救助演習、水防演習には、業務に支障のない限り部隊等を参加、これを支援する。この場合、知事はあらかじめ当該演習計画を通報するとともに、必要とする参加部隊の人員等を施設隊長に要請するものとする。

２ 知事は、各市町村長が計画する防災演習等について自衛隊の支援を必要とする場合は、あらかじめ当該市町村長と調整のうえ、前項に基づいて要請するものとする。

(災害発生が予想される場合の連絡)

第４条 知事は、自衛隊の災害派遣を要する災害の発生が予想される場合は、すみやかに施設隊長にその状況及びじ後の見通し等を通達するものとする。

２ 施設隊長は、前項の通報に基づき、所要に応じ連絡班を派遣する等の措置を講ずるものとする。

３ 施設隊長が連絡班を県庁に派遣した場合、知事は連絡所開設場所に必要な施設及び電話機等を提供する等所要の支援を行うものとする。

(偵察者の派遣)

第５条 災害の発生が予想され又は発生し、施設隊長が現地に偵察者を派遣する場合は、知事は必要に応じ関係職員を当該偵察班と同行又は追及させて、現地関係者との連絡調整に当たらせるものとする。

(現地責任者の指定等)

第６条 知事及び施設隊長は、災害の救援に関し、現地における責任者を指定し相互の連絡調整に当たらせるものとする。

(合同連絡所の設置)

第7条 災害の規模・様相等により必要がある場合は、双方協議のうえ、現地に合同連絡所を設置し、業務の円滑・効果的な実施をはかるものとする。

2 合同連絡所等に必要な施設等は、知事が準備するものとする。

(救援資材の集積・使用及び補償等の責任)

第8条 災害救援のため使用する資材は、知事(市町村長)が準備集積したものを使用するものとする。このため知事(市町村長)は、地区ごとの資材等の集積を計画しておくものとする。

2 災害派遣にあたり、知事が準備集積した救援資材の使用に伴う補償等は、知事が負担するものとする。

(経費の負担)

第9条 災害派遣部隊が救難に伴い、関係公共機関及び民間の施設等を使用する場合の経費負担区分は、次のとおりとする。

(1) 知事の負担するもの。

施設の借上料及び損料・電話料(施設費を含む。)

水道料、電気料、入浴料、汲取料等

(2) 上記以外の経費の負担については、その都度協議する。

(救難物資の無償貸付又は譲与)

第10条 防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等については、総理府令第1号(昭和33年)による。ただし、譲与は県・市町村その他公共機関の救援が受けられず、当該物品の譲与を受けなければ生命・身体が危険であると認められる場合に限る。

(災害派遣の要請様式及び通信)

第11条 災害派遣の要請様式及び通信は、別紙第1・第2による。

昭和56年7月31日

高 知 県 知 事
陸上自衛隊第2混成団
施設隊 隊長

資料 3 3 災害派遣に関する様式

(1) 災害派遣要請様式（知事→自衛隊）

				発第	号
				平成	年 月 日
殿					
高 知 県 知 事					
災 害 派 遣 に 関 す る 要 請					
このことに関し、下記により速やかに部隊の派遣を要請します。					
記					
1 災害の状況及び派遣を要請する事由					
2 派遣を必要とする期間					
自 平成 年 月 日 時から					
至 平成 年 月 日 災害が終了するまで					
3 派遣を希望する人員等					
4 派遣を希望する区域及び活動内容					
(1) 派遣を希望する区域					
(2) 活動内容					
5 その他参考事項					
(1) 宿 舎					
(2) 食 糧					
(3) 資 材					
(注) 緊急の場合、電話をもって要請し、事後文書(2部)を提出すること。					

(2) 災害派遣要請書（町長→知事）

年 月 日

高知県知事 殿

大月町長 印

自衛隊の災害派遣要請依頼について

災害を防除するため、下記のとおり自衛隊の派遣要請を依頼します。

- 1 災害の状況及び派遣要請を依頼する理由
- 2 派遣を必要とする期間
- 3 派遣を必要とする人員及び機材
- 4 派遣を必要とする区域及び活動内容
- 5 その他参考事項
 - (1) 連絡場所
 - (2) 連絡責任者
 - (3) 気象状況等
 - (4) その他

(3) 撤収要請書（町長→知事）

年 月 日

高知県知事 殿

大月町長 印

自衛隊の撤収要請依頼について

自衛隊の災害派遣を受けましたが、災害の復旧も概ね終了しましたので、下記のとおり撤収要請を依頼します。

1 撤収要請依頼日時

平成 年 月 日

2 派遣要請依頼日時

平成 年 月 日

3 撤収作業場所

4 撤収作業内容

資料 3 4 大月町防災会議委員名簿

(令和 2 年 4 月 1 日現在)

委員	所属	
会長	大月町長	
1 号委員	宿毛海上保安署	署長
	中村河川国道事務所	所長
2 号委員	幡多土木事務所（宿毛事務所）	所長
	幡多福祉保健所	所長
3 号委員	宿毛警察署	署長
4 号委員	副町長	
	（総務部）	総務課長
	（厚生部）	町民福祉課長
	（治安部）	税務課長
	（建設環境部）	建設環境課長
	（産業部）	産業振興課長
	（保健衛生部）	保健介護課長
	（教育部）	教育委員会教育次長
	（医療部）	大月病院事務長
	（保健師）	保健介護課
	おおつき保育所	所長
5 号委員	大月町教育長	
6 号委員	大月町消防団	団長
	幡多西部消防組合大月分署	分署長
7 号委員	四国電力送配電株式会社	宿毛サービスセンター所長
	NTT 西日本 高知支店	整備部長
8 号委員	大月町自主防災会	会長
		副会長
	（海岸地区）	幹事
	（海岸地区）	幹事
9 号委員	大月病院	院長
	大月町女性防火クラブ	会長
	大月町連合婦人会	会長

資料 3 5 大月町防災会議条例

○ 大月町防災会議条例

(昭和38年条例第2号)

改正 平成12年条例第4号 平成25年条例第53号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、大月町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 大月町地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に依じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 町長が指定する関係地方行政機関の職員のうちから、当該関係地方行政機関の長が指名する者
- (2) 高知県知事が、その部内の職員のうちから指名する者
- (3) 町の区域を管轄する警察の署長の指名する警察職員
- (4) 町長が部内の職員のうちから指名する者
- (5) 町教育委員会の教育長
- (6) 町の消防団長及び幡多西部消防組合大月分署長
- (7) 町長が指定する関係公共機関及び地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- (9) 前8号に掲げる者のほか、防災上町長が特に必要と認める者

6 前項の委員の定数は、合わせて30人以内とし、委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、高知県の職員、町の職員、関係公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事等)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第4号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第53号)

この条例は、公布の日から施行する。

【参考】

指定地方行政機関	中国四国管区警察局四国警察支局・四国財務局高知財務事務所・四国厚生支局・中国四国農政局・四国森林管理局・四国経済産業局・中国四国産業保安監督部四国支部・四国運輸局高知運輸支局・大阪航空局高知空港事務所・高知海上保安部・高知地方气象台・四国総合通信局・高知労働局・四国地方整備局・中国四国防衛局
指定公共機関	西日本電信電話株式会社・株式会社NTTドコモ四国・日本郵便株式会社・日本銀行・日本赤十字社・日本放送協会・西日本高速道路株式会社・四国旅客鉄道株式会社・四国電力株式会社・KDDI株式会社高松テクニカルセンター・ソフトバンク株式会社
指定地方公共機関	四国ガス株式会社・社団法人高知県エルピーガス協会・株式会社高知放送・株式会社テレビ高知・高知さんさんテレビ株式会社・株式会社エフエム高知・土佐くろしお鉄道株式会社・とさでん交通株式会社・社団法人高知県バス協会・社団法人高知県トラック協会・社団法人高知県医師会・社団法人高知県建設業協会・財団法人高知県消防協会・公益社団法人高知県看護協会・高知県社会福祉協議会・株式会社高知新聞社
自衛隊	陸上自衛隊第14旅団